

文禄・慶長期津輕氏の復元的考察

長谷川 成一

はじめに

津輕藩研究の中にあって、所謂「最もわからない」時期が文禄・慶長期、特に藩祖津輕為信が死去する慶長一二年（二六〇七）に至る期間であることに、異論を挿む人は、殆どいないであろう。「最もわからない」原因は、当該期には史料（特に文書類）が決定的に欠如していること、たとえ当該期を記述の対象としている史料があったとしても、大部分は後世の編纂物であって、当時の文書や正確な記録ではないこと、等である。それにも拘わらず従来の研究史にあっては、十分な史料批判が行われなのまま、それらの編纂物に依拠した叙述がなされてきた。

右述の観点とは別に、文禄・慶長期の全国的政治動向を考えた場合、当期は文禄に続いて慶長二年（一五九七）の朝鮮再出兵、同五年の関ヶ原の役、同八年の開幕など、豊臣政権から徳川政権へと移行する政治的激動期に該当する。全国の各領主権力は、その中において歴史的潮流の行方を見失うことなく、しかも自家保全のため万策を尽して全国政権との対応を重ねていったのであり、本州における幕藩国家最北端に位置する津輕氏も例外ではなかったはずである。津輕氏が幕藩国家の一大名として存続しえたのは、極論をすれば、この期間における対処の仕方に根本的な誤謬がなかったことに由来すると考えられる。このように近世北奥地域の政治・社会を規定する領主権力の成立を、全国的政治動向の中で実証的に考察することは、当該権力の成り立ちばかりではなく、幕藩権力自体の構造的特質を把握する上からも重要であり、看過することは許されない。

筆者は右の課題を説明する手掛りとして、また従来の研究史に対する反省から、次に述べる方法を採用した。前述

の如く、従来の文禄・慶長期の歴史叙述が、津軽藩側の編纂物（史料自体に偏向した性格が見受けられる）に専ら依拠していたため、不正確な側面をもっていたのは否めない事実である。例えば、慶長一四年正月、江戸幕府は津軽信枚に津軽領内の支配権を承認して、⁽¹⁾信枚相続を不当とする津軽大熊の訴訟事件は終結した。この後津軽藩では、藩主家は代々信枚系統が継嗣すべきものと決定した。そのため後世の編纂物は、津軽信枚及びその子孫の血脈に迎合的な叙述態度をとるようになり、反対に信枚以外の、例えば兄の津軽信建については、編者の評価——否定的なものが多——を交えたり、残酷な所業を記して、読む者に特定の印象を付与せんとしている箇所が目立つ。⁽²⁾従って、特に当該期は事実の確定の面でも、津軽側の編纂史料に安易に寄り掛けることは非常に危険なのである。

そこで筆者は、右の危険を回避するため津軽側の史料を殆ど使用せず、もし用いることがあっても原文書が若しくは金石文に限り、全面的に津軽氏以外の他家文書と記録に憑拠して、本稿では、文禄・慶長期津軽氏の政治動向を復元してゆくことにしたい。

なお、天正一八年（一五九〇）の豊臣政権による奥羽仕置の中で、津軽氏が全国政権に編成されてゆく過程（全国政権による領知高の決定と、津軽地方における太閤蔵入地の設置等）に関しては、既に拙稿「近世初期北奥大名の領知高について」（『日本歴史』四二七号）以後、拙稿①と略記」と「陸奥国における太閤蔵入地試論」（弘前大学人文学部『文経論叢』一八巻三号）以後、拙稿②と略記）にて詳述したところである。本稿は拙稿①②で検討した津軽氏の動向を、更に広く具体的に解明しようとする意図をもつものであるから、是非、拙稿①②を合わせて参照していただきたい。

本稿で慶長期を一括して記す期間は、慶長元年から同一二年の為信死去に至る時期を指すことを、予め断っておく。その理由は慶長一三年以降、信枚関係の記事が編纂史料の中で、幾分問題はあっても幕府側の史料と照合してもかな

り正確な事実を反映していること、信枚が黒印知行宛行状を家臣や寺社に発給するなど、文書史料の所在によって信枚政治に肉薄するのが可能なことによる。なお慶長一三年以降、元和・寛永期の津軽藩政については、別に稿を改めて考えている。

一 天正末年・文禄期津軽氏に関する若干の問題

本章では津軽氏の呼称開始の考証と、肥前名護屋在陣について考察を行い、前掲拙稿①②の補足としたい。

津軽氏の領知高が豊臣政権によって決定され、領知宛行の太閤朱印状が発給されたのは、遅くとも天正一九年（一五九一）一〇月に至る期間であることは、既に詳細に述べたところである（拙稿①）。また津軽氏の姓は、本来為信が南部氏の被官であったことから、大浦（為信が大浦氏に智入りしたことによる）・南部を称したといわれる。南部右京亮宛の文書は数通が現存しており、津軽右京亮為信がかつて南部右京亮を自称したのは間違いない。但し、南部右京亮宛文書の年代推定が今のところ全く不可能であるため、何時頃迄、為信が南部右京亮を称していたのか、皆目見当がつかなかった。当問題は津軽氏が名実ともに、豊臣政権によって大名領主権を認定された時点を確認する意味においても、大切な事柄と思われる。

天正一八年一二月二九日、伊達氏重臣河島重統は、同じく重臣片倉小十郎宛に左記の書状を送った（『大日本古文書』伊達家文書之二 五七二号文書）。

毎度御書頂戴、外聞実儀忝存候、仍筑前守へ御飛札被為差越候、遠路節々過分之由、委曲御報被申伸候、随而津

輕表之儀、仕置被申付、南部右京亮并足弱衆も同前ニ被罷上候、仙北、油利、庄内之一揆、端々雖発申候、不經時日被申付候、去月至加州帰陣被仕、即去五日ニ上洛被申候、上様之御前、別而被加御懇意候条、於時宜者御心易可被思食候、(下略)

右書状の大意は、前田利家の津輕仕置が終り、南部右京亮と足弱衆(妻子)は上洛し、仙北・由利・庄内一揆が鎮圧されたというものである。右『大日本古文書』の傍註と標出は、南部右京亮を南部信直に特定している。信直が右京亮を称したことはなく、秀吉の天正一八年七月二七日付太閤朱印状⁽⁴⁾も、信直を南部大膳大夫と宛書きしてある。また同じ河島重統が、当文書を発した約半年前の同年五月二日付書状⁽⁵⁾においては、南部信直を「南部大膳大夫」としており、記主重統自身も大膳大夫と右京亮は峻別しているところからみて、当時、南部信直を「南部右京亮」と記すことは、到底ありえることではなかった。これは『大日本古文書』傍註の誤りと考えられ、南部右京亮は、南部為信と認定されよう。

右の考証の結果から、次に述べる四点を指摘できる。第一に、天正一八年一二月に至る時期迄は、津輕為信は南部右京亮を称していた。第二に、津輕右京亮の宛名のある文書で、年記の明らかかな天正一九年六月二〇日付の、九戸一揆勃発に際して出陣を催促する太閤朱印状(国立史料館蔵津輕家文書)が、「津輕」を記した最も早い文書であること。第三に、九戸一揆の陣触れが、津輕右京亮宛で伝達されたことから、恐らく豊臣秀吉の為信に対する領知宛行状は、「津輕右京亮」宛に発給されたと考えられ、発給年時は、天正一九年六月二〇日以前と推察される(前掲拙稿①四四〜四五頁では、諸国御前帳徴収期限の視点から、天正一九年一〇月迄の期間に津輕氏の領知高は決定したと結論づけた)。第四に、南部右京亮は奥羽における南部・戸沢・最上・伊達氏などと同様、秀吉の奥羽仕置の過程で上洛を求められ、天正一

八年一二月に足弱衆とともに上洛を果たしたという点である。即ち津輕氏にあっても、「妻子定在京」「領内諸城破却」「知行方検地」の全国政権による三原則が、領内に貫徹されたことが窺われるのである。なお豊臣政権が各大名の妻子上洛を執拗に求めたのは、人質をとる意味を含んでいた。

津輕藩の官撰史書「津輕一統志」(享保一六年成立)によれば、津輕為信の上洛は文禄二年三月下旬のことで、為信は秀吉に拝謁して近衛信尹から牡丹の紋を与えられたとある。前述の通り津輕為信は、既に天正一八年一二月に上洛を挙行しており、文禄二年(一五九三)四月の時点は、秀吉は肥前名護屋に在陣して畿内には不在であった。⁽⁹⁾また近衛信尹は、「高麗下向」つまり秀吉の朝鮮渡海に同道する目的で、文禄元年一二月に出京して名護屋に赴き、同二年三月に秀吉の命によって帰京した。信尹は翌三年に前年の名護屋下向を理由の一つとして、勅勘を蒙っているの⁽¹⁰⁾をみれば、同二年三月の帰京は不本意なものであるとともに、懲罰の意味も込められていたと考えられ、帰京後は大名の訪問が自由に許されるような状態ではなかったと思われる。従って、「津輕一統志」の為信上洛記事に到底信頼をおくことはできない。

津輕為信の上洛は、他の奥羽大名と余り時を移さずに実施され、秀吉の奥羽仕置仕上げの一環を形成するものであった。しかも領知宛行の太閤朱印状発給も他の奥羽大名と、例えば秋田実季は天正一九年正月であって、それらと極端に異なる時期に行われたとは考えにくい。また前述天正一九年六月の九戸一揆討伐の太閤朱印状には津輕右京亮とあることから、この時期迄に為信への領知宛行は終了し、九戸一揆出陣は新たな領知高に基づいた軍役編成によって実施されたのであろう。

さて津輕氏が文禄の朝鮮出兵に際して、肥前名護屋に在陣していたことは、「天正記」下(内閣文庫蔵)の「ちゃら

せん国御進発の人数つもり 以前の国なご屋在陣のしゅ⁽¹⁾や、「太閤記」〔史籍集覧〕第六冊)などの史料によって確認される。また文禄二年五月二十七日付南部信直の八戸二郎へ宛てた書状によっても、津軽為信の名護屋在陣は確認できるので、疑いのない事実である。但し文禄二年三月一〇日太閤朱印状「もくそ城とりまき候衆」〔大日本古文書〕浅野家文書 二六三号文書)の中に、奥羽大名では、

一、千五百人 会津少将一手 羽柴会津少将

一、三百人 羽柴出羽守侍従

(中略)

一、五千人 大谷形部少輔一手 羽柴越後宰相

(中略)

一、百卅四人 木村ひたち一手 秋田太郎

一、百人 加賀宰相一手 南部大膳大夫

一、百人 加賀宰相一手 本堂伊勢守

一、拾人 会津少将一手 大崎左衛門尉

一、八拾八人 大谷形部少輔一手 由利五人衆

とあって、伊達氏と津軽氏を除く殆どの奥羽各氏が、晋州牧使城取巻衆に編成された。伊達政宗は文禄二年二月に渡海を命ぜられて、四月には釜山に上陸し牧使城攻撃に参加した。⁽¹²⁾津軽氏は牧使城包围の軍陣に予定されておらず、また牧使城包围を命ぜられた奥羽大名衆は渡海に至らなかった。文禄二年四月一二日の太閤朱印状によれば、牧使城取

卷衆を渡海させる以前に、兵糧輸送が先決である旨を、秀吉は渡海の諸将に書き送った。⁽¹³⁾ また同年五月一八日付の最上義光書状写（前掲伊達家文書之二 六四七号文書）には、「われらとかいの事、ありさうもなく候、ひたとのへたつね候も、かうらいの御ミかた一所ニあつまり候て、又はんまいなく候間、人しゅニことハかゝす、こめハなく候間、あとよりかうらへハ、人しゅ御こし候ましく候間、心やすく候へと御かたり候」とあり、前掲太閤朱印状と同様、兵糧不足による日本軍の士気低下を伝え、最上義光の渡海は実現しないであろうことを、蒲生氏郷より義光は情報を得た。同年六月二十九日、牧使城は陥落して、最上義光以下の奥羽大名の渡海は遂に実現しなかった。津軽氏が牧使城取巻衆に編成されなかった理由は全く不明であるが、当陣立書は第三章に述べる慶長六年（一六〇一）の上杉景勝国替に関する箇所で関説したい。

天正一八年末から文禄期の津軽氏の動静について、全く断片的な史料の中から次の幾つかの事柄を本章では明確にした。第一点は天正一八年末に津軽為信が、南部右京亮を称していたのは確実であり、翌一九年六月二〇日の九戸一揆出陣催促の太閤朱印状にあって、初めて津軽右京亮への改姓が認められる。改姓の理由は南部氏からの独立と、津軽地方における領内土豪層を被官化してゆく上で、全国政権から領内支配権を確認され、全国政権の権威を体現した者として、新たな支配に臨もうとする際の、象徴的な効果をも企図したものと考えられる。津軽地方に太閤蔵入地が設定された背景や理由、歴史的意義については、既に拙稿⁽²⁾にて詳述したところである。設置の歴史的意義を今一つ付け加えるならば、津軽為信が太閤蔵入地の代官に任命されることよって、南部氏が代官為信に失地回復を図ることとは、とりもなおさず全国政権に反逆することを意味した。即ち南部氏は豊臣政権の代官たる為信に対して、失地回復の動きを完全に封じられたのである（この点は同様に、隣領秋田氏の北上も封じることになった）。このことは津軽領・

南部領・秋田領の領域確定と、北奥羽における実質的な戦国時代の終焉とも認められよう。

津軽為信の九戸一揆出陣と続く肥前名護屋在陣は、まさに右述の歴史的経過の上に立脚して実施したものであった。本章で新たに明示したのは、文禄二年三月の晋州牧使城取巻衆に大部分の奥羽各氏が編成されているにも拘わらず、津軽氏はその陣立から除外された点である。右のことから、津軽氏が渡海したとする『青森県史』第一卷（青森県大正一五年）一三〇頁所収史料は間違いであり、津軽氏は諸将に出陣を命じる文禄元年正月の太閤朱印状(15)に基づいて、肥前名護屋に在陣するに留まったのである。

二 慶長期津軽氏の編年綱文一覽

天正末年から文禄期にかけての津軽氏をめぐる情勢とその対応は、前章で述べた通り領内支配権の全国政権による承認と、九戸一揆出陣と名護屋在陣によって、津軽氏が「日本のつきあい」に容赦なく取り込まれ編成されてゆく過程でもあった。

本章では慶長期に入って津軽氏が、関ヶ原の役を経過して、豊臣政権から徳川政権へと移行する歴史の激変期にあつて、如何にして全国政権や朝廷の動きに対処し、近世大名としての地歩を固めていったのかを明らかにしてゆきたい。¹⁶はじめに¹⁷に於ても述べたように、筆者は本章にて津軽側の史料を殆ど採用せず、津軽以外の史料に依拠して慶長期の復元を試みた。体裁は綱文を掲げて出典を明記する編年構成とした。その綱文に基づく様々な見解や新たな指摘は、次章にて詳述することにした。

左に掲げる一連の編年構成の綱文一覧を、一応「慶長期津軽氏編年綱文一覧」（以後、「綱文一覧」と略記）と名づけることにする。出典は一部頻出するものを除いて、刊行されていない史料や金石文は所蔵先を、出版物であれば発行元と発行年を明記しておいた。頻出する一部の史料は所蔵先及び発行元と発行年を入れて、左に五十音順に配列した。なお史料名や番号は、所蔵先の表記通りとした。

『お湯殿の上の日記』九 統群書類従 補遺三（統群書類従完成会 昭和五五年）

『三藐院記』（統群書類従完成会 昭和五〇年）

『当代記』（『史籍雜纂』第二所収 統群書類従完成会 昭和四九年）

『言経卿記』十一 大日本古記録（岩波書店 昭和五五年）

「時慶卿記」（東京大学史料編纂所写真帳——西本願寺原蔵、内閣文庫蔵本）

「時慶卿記紙背文書」（一）慶長九年（東京大学史料編纂所写真帳——本派本願寺原蔵）

「時慶卿記紙背文書」（二）慶長十年（東京大学史料編纂所写真帳——本派本願寺原蔵）

「時慶卿記紙背文書」（四）（東京大学史料編纂所影写本）内題に「慶長七壬寅歲雜略記」とある。

「時慶卿記紙背文書」（五）（東京大学史料編纂所影写本）内題に「慶長八癸卯歲雜略記」とある。

左掲「綱文一覧」は一〜一三までの番号を綱文に付して、論述の簡略化を図った。因みに『青森県史』第一卷（青森県 大正一五年）に掲載されてある同時期（慶長元〜同二年）の綱文数は二一ヶ条で、本「綱文一覧」一一三ヶ条の五分の一に過ぎない。如何に当時期が「最もわからない」時期であったのか、御理解いただけることと思う。なお綱文の各条の中で、全国政権との関連で認識すべきであろうと考えた条には、参考として綱文を入れておいた。

慶長期津輕氏編年綱文一覽

一 文祿五年（慶長元年）七月、津輕為信、出羽湊城主秋田実季より、同月朔・二・二十日の三回にわたり、伏見作事用橋板九十間を割り渡される。

○文祿五年十二月三日付 於秋田御材木入用之帳「秋田家文書」（東北大学蔵）

二 慶長元年、是年、津輕為信、豊臣秀吉の命によりて、帰国する。また是より先、津輕信枚、キリシタンの洗礼を受け、同信建は京都に残留して、受洗の希望を披露する。この頃、津輕と蝦夷人との交易あり。

○一五九六年（慶長元年）十二月三日付 イエズス会年報（「キリシタン研究」第二十輯 吉川弘文館）

三 慶長二年二月二日、豊臣秀吉、仙北・秋田・由利の諸氏とともに、津輕為信に、伏見作事用杉板百四十五間を割り付ける。為信、杉板を受領せず。

○慶長二年二月二日付 豊臣秀吉朱印状（秋田藤太郎宛）「秋田家文書」（東北大学蔵）

四 慶長三年八月二十六日、津輕信建、湊城主秋田実季に、浅利後援の無実なること、塩商売は浅利援助にあらざる旨を開陳する。

○慶長三年八月二十六日付 津輕信建書状（秋田藤太郎宛）「秋田家文書」（東北大学蔵）

（参考） 慶長元年十二月六日、是より先、秋田実季と浅利頼平争論あり。是日、片桐且元両者召喚の上、取調の然るべき旨を佐々正孝に報ず。

○慶長元年十二月六日付 片桐且元書状（佐々正孝宛）「秋田家文書」（東北大学蔵）

五 慶長三年十二月、是より先、津軽為信、伏見作事用杉板百四十五間を割り付けられるも、湊城主秋田実季に杉板を渡さず。

○慶長三年十二月付 於秋田御材木入用之帳^帳「秋田家文書」（東北大学蔵）

六 慶長四年十二月十三日、是より先、津軽為信、伏見作事用杉板百四十間を割り付けられるも、山中搬出をせず。

○慶長四年十二月十三日付 於秋田御材木入用之帳「秋田家文書」（東北大学蔵）

七 慶長五年正月二十七日、津軽為信、從五位下右京大夫に昇叙あり。

○慶長五年正月二十七日付 津軽為信從五位下任右京大夫口宣案「津軽家文書」（国立史料館蔵）○「統撰武家補任」（三十一）（内閣文庫蔵）

八 慶長五年八月十九日、徳川秀忠、津軽為信に出陣を催促する。

○慶長五年八月十九日付 徳川秀忠御内書（津軽為信宛）「津軽古文書」（東京大学史料編纂所謄写本）

九 慶長六年四月十三日、津軽為信、左大臣近衛信尹に鴨・干蕨等を献ずる。

○「三藐院記」慶長六年四月十三日条

一〇 慶長六年五月六日、津軽信枚、親津軽為信留守につき、参議西洞院時慶に装束借用を依頼する。

○慶長六年五月六日付 津軽信枚書状（西洞院時慶宛）「時慶卿記紙背文書」（四）

二 慶長六年五月十一日、津軽信枚、從五位下越中守に昇叙あり。

○慶長六年五月十一日付 津軽信枚從五位下任越中守口宣案「津軽家文書」（国立史料館蔵）○統撰武家補任

(参考) 慶長六年五月十一日、徳川家康、参内する。最上義光ら供奉あり。

○「お湯殿の上の日記」慶長六年五月十一日条 ○「言経卿記」慶長六年五月十一日条

三 慶長六年五月十八日、是より先、津軽信枚、参議西洞院時慶より道具を借用し、是日、返却する。

○慶長六年五月十八日付 津軽信枚書状(西洞院時慶宛) 「時慶卿記紙背文書」(四)

三三 慶長六年六月九日、津軽信建、参議西洞院時慶に帷子三・樽一荷を進上する。

○慶長六年六月九日付 津軽信建書状(西洞院時慶宛) 「時慶卿記紙背文書」(四)

三四 慶長六年七月五日、津軽信建、医師捧庵の大坂下向を報じ、参議西洞院時慶に面会を願う。

○慶長六年七月五日付 津軽信建書状(西洞院時慶宛) 「時慶卿記紙背文書」(四)

三五 慶長六年八月十二日、津軽信建、病状回復せざるにより、参議西洞院時慶に医庵斎の下向を依頼する。

○慶長六年八月十二日付 津軽信建書状(西洞院時慶宛) 「時慶卿記紙背文書」(四)

三六 慶長六年八月十三日、津軽信建、左大臣近衛信尹に煎海鼠を献ずる。

○「三藐院記」慶長六年八月十三日条

三七 慶長六年八月二十四日、徳川家康、上杉景勝国替につき、陸奥・出羽・越後の諸大名人数書立を最上義光に下す。
津軽氏に動員の沙汰なし。

○「最上家譜」(東京大学史料編纂所謄写本)

三八 慶長六年九月二十二日、是より先、津軽信建、伏見にて徳川家康に拝謁する。

○慶長六年九月二十二日付 津輕建広書状（真木長蔵宛）「時慶卿記紙背文書」慶長九年（一）

一九 慶長六年十一月七日、是より先、津輕信建の女子死去あり。是日、津輕建広、女子死去と大坂の信建に報知せんとすることを、参議西洞院時慶に報ず。

○慶長六年十一月七日付 津輕建広書状（西洞院時慶宛）「時慶卿記紙背文書」（四）

二〇 慶長六年十二月二十四日、津輕建広、参内し、左馬頭に昇叙して藤原の姓に改めらる。

○「寛永諸家系図伝」百七十八（内閣文庫蔵）○「略譜」津田・津輕・津金・柘植（内閣文庫蔵）

二一 慶長七年正月三日、津輕信建と内室、参議西洞院時慶・同内室ならびに子少納言時直に正月礼を進上し、時慶内室、信建内室へ帯・沈香を遣わす。

○「時慶卿記」慶長七年正月三日条

二三 慶長七年正月四日、津輕信建、大坂下向を参議西洞院時慶に伝え、時慶父子より杓把油等を賜わる。また津輕建広は、間鍋を賜わる。

○「時慶卿記」慶長七年正月四日条

三三 慶長七年正月八日、津輕信建、千田与七郎を使者として、参議西洞院時慶・少納言時直に、鯛・鮑・天野樽・多練徳利等を贈る。

○「時慶卿記」慶長七年正月八日条

三四 慶長七年正月九日、参議西洞院時直、前関白近衛前久の陪膳に、津輕為信正月礼使津輕建広を伴う。

○「時慶卿記」慶長七年正月九日条

三三 慶長七年正月十六日、津軽信建、前関白近衛前久に正月礼に参上する。是日、信建女中小宰相、西洞院家を訪れる。

○「時慶卿記」慶長七年正月十六日条

三二 慶長七年正月十七日、参議西洞院時慶、津軽信建・同内室を、是年初めて饗す。信建・同内室・具足屋一介・津軽建友より各々贈物あり。

○「時慶卿記」慶長七年正月十七日条

三一 慶長七年正月十九日、津軽信建、参議西洞院時慶を丸山正阿弥寺にて饗す。時慶内室より、信建・信建内室・小宰相・女房衆・下女に贈物あり。

○慶長七年正月二十日付 津軽信建書状（西洞院時慶宛）「時慶卿記紙背文書」（五）○「時慶卿記」慶長七年

正月十九日条

三〇 慶長七年正月二十三日、津軽為信、参内し、ついで前関白近衛前久邸へ赴き、少納言西洞院時直を陪膳にとまなう。また為信、大聖寺恵仙へ参る。

○「時慶卿記」慶長七年正月二十三日条

二九 慶長七年正月二十六日、是より先、津軽信建、大坂に下向し、虫気回復のため参議西洞院時慶に安虫円を求む。

○「時慶卿記」慶長七年正月二十四・二十五・二十六日条

二八 慶長七年二月五日、津軽信建、上洛し、参議西洞院時慶・同内室・少納言時直に贈物あり。

○「時慶卿記」慶長七年二月四・五・六日条。

- 三 慶長七年二月七日、津輕信建、主馬・五郎右衛門・彦右衛門三名を伴い、参議西洞院時慶邸を訪れる。
○「時慶卿記」慶長七年二月七日条
- 三 慶長七年二月九日、津輕為信、津輕へ下国する。津輕信建は大坂へ下向する。
○慶長七年二月九日付 津輕信建書状（西洞院時慶宛）「時慶卿記紙背文書」(五) ○「時慶卿記」慶長七年二月九日条
- 三 慶長七年二月十五日、参議西洞院時慶、津輕信建の見舞に小衛門と、信建女中小宰相を大坂へ遣わす。
○「時慶卿記」慶長七年二月十五日条
- 三 慶長七年二月二十三日、津輕信建、参議西洞院時慶に、啓迪集二卷借用を願ひ、内一卷を返却する。
○「時慶卿記」慶長七年二月二十三日条
- 三 慶長七年二月二十六日、津輕信枚、同建広、同為信、当年礼として関東紙・太刀等を参議西洞院時慶に贈る。
○「時慶卿記」慶長七年二月二十六日条
- 三 慶長七年三月九日、是より先、津輕信建、煩いのため、咳止めの薬を参議西洞院時慶に所望する。是日、時慶の見舞小衛門、大坂より還る。また、信建、啓迪集を返却する。
○「時慶卿記」慶長七年三月六・七・九日条
- 三 慶長七年三月十日、津輕信枚、左大臣近衛信尹に、馬・太刀を献ずる。
○「三藐院記」慶長七年三月十日条
- 三 慶長七年三月十九日、参議西洞院時慶、津輕信建療治のため、医師伯中院・坊城・松木各氏へ大坂下向を依頼し、

また信建に薬種を下す。

○慶長七年三月十九日付・津軽信建書状（西洞院時慶宛）「時慶卿記紙背文書」（五）○「時慶卿記」慶長七年

三月十九日条

三 慶長七年三月二十一日、参議西洞院時慶、津軽信建を見舞う。是日、時慶、津軽建友と同彦左衛門に扇子を贈る。
ついで同二十三日、時慶、建友送りにて帰邸する。

○「時慶卿記」慶長七年三月二十一・二十二・二十三日条

四 慶長七年三月二十六日、参議西洞院時慶、津軽氏のため、太刀・装束の調進を作内某に依頼する。

○「時慶卿記」慶長七年三月二十六日条

四 慶長七年四月二日、津軽信建、啓迪集次卷四百五十二冊を、参議西洞院時慶より借用する。

○「時慶卿記」慶長七年四月二日条

四 慶長七年四月五日、津軽信建、病状本復せざるにより、上洛して快安の薬種を求めんことを、参議西洞院時慶に
報ず。

○慶長七年四月五日付 津軽信建書状（西洞院時慶宛）「時慶卿記紙背文書」（五）○「時慶卿記」慶長七年四

月五日条

三 慶長七年四月十六日、津軽信建、奈良よりの帰途、足の怪我あり。翌十七日、信建、参議西洞院時慶に、医師吉
田意安の下向を依頼する。

○慶長七年四月十七日付 津軽信建書状（西洞院時慶宛）「時慶卿記紙背文書」（五）○「時慶卿記」慶長七年

四月十八日条

四 慶長七年四月十九日、参議西洞院時慶、吉田意安の大坂下向承諾につき、津輕信枚と、舟馬等の下向準備を相談する。

○「時慶卿記」慶長七年四月十九日条

四 慶長七年四月二十六日、津輕建広、参議西洞院時慶に、神馬一疋奉献を報ず。

○慶長七年四月二十六日付 津輕建広書状（西洞院時慶宛）「時慶卿記紙背文書」(五)

四 慶長七年四月二十七日、参議西洞院時慶、津輕信枚に大折箱、同信建に吉田意安よりの菓種を遣わす。

○「時慶卿記」慶長七年四月二十七日条

四 慶長七年四月二十八日、津輕信建、山城平野神社に、再興料として米五石と神馬一疋を奉献する。

○慶長七年四月二十八日付 津輕信建黒印書状（西洞院時慶宛）「時慶卿記紙背文書」(五) ○「時慶卿記」慶

長七年四月二十八日条

四 慶長七年五月朔日、参議西洞院時慶、津輕信枚の装束調進のため、家人真木長蔵を信枚に付け置く。

○「時慶卿記」慶長七年五月朔日条

(参考) 慶長七年五月朔日、徳川家康、参内する。伊達政宗、佐竹義宣、堀秀治ら供奉あり。

○「三藐院記」慶長七年五月朔日条 ○「言経卿記」慶長七年五月朔日条

四 慶長七年五月十一日、参議西洞院時慶、平野神社に参詣し、津輕信建奉献の神馬を牽く。また是日、時慶、絵屋喜介を呼び、信建の色紙に渋を引かせる。

○「時慶卿記」慶長七年五月十一日条

五 慶長七年五月十三日、参議西洞院時慶、津軽信建より依頼ある色紙二十八枚、左大臣近衛信尹に揮毫を申入れる。

○「時慶卿記」慶長七年五月十三日条

五 慶長七年五月十七日、参議西洞院時慶、左大臣近衛信尹邸に参上し、津軽信建よりの色紙、完成分六枚を受領する。

○「時慶卿記」慶長七年五月十七日条

五 慶長七年五月二十五日、津軽信建、参議西洞院時慶に上洛を報ず。是日、時慶、津軽信枚・同建広に匂袋を贈る。

○「時慶卿記」慶長七年五月二十五日条

五 慶長七年五月二十七日、津軽信建、参議西洞院時慶を訪ね、絵屋喜介とともに饗せらる。津軽信枚・同建友は同席せず。

○「時慶卿記」慶長七年五月二十七日条

五 慶長七年六月二日、津軽信建、参議西洞院時慶に太刀折紙を所望する。是日、信建、伏見にて徳川家康に拝謁あり。

○「時慶卿記」慶長七年六月二日条

(参考) 慶長七年六月朔日、徳川家康、諸大名に伏見城修築を命じる。上方大名は伏見にあり。

○「当代記」慶長七年六月朔日条

五 慶長七年六月七日、左大臣近衛信尹、参議西洞院時慶に津軽信建屏風の色紙につき、談合の使者を送る。

○「時慶卿記」慶長七年六月七日条

癸 慶長七年七月十日、参議西洞院時慶、大坂の津軽信建・同内室・同建友に蓮飯を贈る。

○「時慶卿記」慶長七年七月十日条

壬 慶長七年七月十八日、津軽信枚家臣、加賀金沢城主前田利長家臣と洛中にて争闘する。双方に死者あり。

○「時慶卿記」慶長七年七月十九日条

(参考) 慶長七年七月十二日、是より先、前田利長、京都に赴き、是日、豊国神社に参詣する。

○「加賀藩史料」第一編(清文堂 昭和五五年)

癸 慶長七年七月二十七日、参議西洞院時慶、津軽信建の下国の確実なること、津軽・前田両家家臣の争闘終結を聞く。

○「時慶卿記」慶長七年七月二十七日条

壬 慶長七年八月五日、津軽信建、参議西洞院時慶に、梨地金具の鎧を贈る。

○「時慶卿記」慶長七年八月五日条

癸 慶長七年八月六日、津軽信建、帰国の宴を葛木内斎宿にて催し、参議西洞院時慶を招く。各々贈物あり。時慶、

信建内室ほか、津軽建友、右筆彦右衛門、女中小宰相等に物を贈る。また時慶、信枚母海雲院、二男式部と交歓あり。信建、津軽系と共に来亭する。

○「時慶卿記」慶長七年八月六日条

二 慶長七年八月八日、津軽信建、出立し、草津宿に泊す。また参議西洞院時慶、左大臣近衛信尹に信建の進物、蒔絵行水桶等を持参する。前関白近衛前久にも信建の進物あり。

空 ○「時慶卿記」慶長七年八月八日条 ○「三藐院記」慶長七年八月十日条
空 慶長七年八月十四日、津輕建広、参議西洞院時慶に、来春上洛を報す。

空 ○慶長七年八月十四日付 津輕建広書状（西洞院時慶宛）「時慶卿記紙背文書」(一五)
空 慶長七年八月十五日、参議西洞院時慶、新屋敷に津輕信枚・同建広を招く。倉光主水も来たる。

空 ○「時慶卿記」慶長七年八月十五日条
空 同日、津輕建広、左大臣近衛信尹に白鳥を献ずる。

空 ○「三藐院記」慶長七年八月十五日条
空 慶長七年八月十六日、参議西洞院時慶、津輕建広に、同為信・信建・信建内室のため、大師観音経等を遣わす。

空 ○「時慶卿記」慶長七年八月十六日条
空 慶長七年九月二十七日、津輕信建内室（鶯崎慶広娘）、信建上洛の留守中、縊死する。

空 ○「新羅之記録」下（国立史料館写真帳）
空 慶長七年十月十七日、津輕信建、参議西洞院時慶に書状と鮭一尺を贈る。

空 ○「時慶卿記」慶長七年十二月三日条
空 慶長七年十二月五日、参議西洞院時慶、津輕信建・同内室・建広・同建友に書状と物を贈る。

空 ○「時慶卿記」慶長七年十二月五日条
空 慶長七年十二月二十四日、津輕信建、高坂弥作を使者として、参議西洞院時慶に書状と太刀馬代三百疋等を贈る。

空 ○慶長七年十二月二十四日付 津輕信建書状（西洞院時慶宛）「時慶卿記紙背文書」慶長十年（二） ○「時慶

卿記」慶長九年二月十五日条

己 慶長八年二月二十三日、津輕信建、平野神社へ奉加料として、大津にて米穀十俵調進する旨を、同建広、参議西洞院時慶へ報ず。

○「時慶卿記」慶長八年二月二十三日条

辛 慶長八年二月二十五日、参議西洞院時慶、津輕信建に、平野神社への奉加を感謝し、書状を送る。

○「時慶卿記」慶長八年二月二十五日条

壬 慶長八年四月二十二日、参議西洞院時慶、中嶋金十郎と申す者、津輕拳状を望むにつき、給す。

○「時慶卿記」慶長八年四月二十二日条

亥 慶長八年五月四日、津輕信枚、参議西洞院時慶に生鮑等を贈る。

○「時慶卿記」慶長八年五月四日条

子 慶長八年八月十九日、参議西洞院時慶、津輕信建の書状・贈物を信建下向後、初めて受領する。

○「時慶卿記」慶長八年八月十九日条

丑 慶長八年八月二十九日、参議西洞院時慶、津輕信建使者三畝寺^(世)弥三郎帰国につき、太刀馬代十八匁を遣わす。

○「時慶卿記」慶長八年八月二十九日条

寅 慶長八年八月、是月、津輕為信、百沢寺大堂を建立する。

○百沢寺大堂棟札（弘前市長勝寺蔵）

卯 慶長八年十月九日、参議西洞院時慶、津輕為信の上洛を具足屋一介より聞く。為信、伏見へ参候する。

○「時慶卿記」慶長八年十月九日条

(参考) 慶長八年十月十八日、徳川家康、伏見を発して、江戸に赴く。

○「鹿苑日録」第四卷(統群書類従完成会 昭和三十六年) 慶長八年十月十八日条

㌸ 慶長八年十月二十二日、参議西洞院時慶、津軽為信の上洛を祝い、祝儀を贈る。また為信、腫物を煩う。

○慶長八年十月二十二日付 津軽為信書状(西洞院時慶宛)「時慶卿記紙背文書」慶長十年(二) ○「時慶卿記」慶長八年十月二十二日条

㌹ 慶長八年十月二十七日、参議西洞院時慶、津軽建広の書状と熊皮一枚を受領する。

○「時慶卿記」慶長八年十月二十七日条

㌺ 慶長八年十一月二十四日、津軽為信、参議西洞院時慶に、鹿毛の馬と太刀を贈る。

○「時慶卿記」慶長八年十一月二十四日条

㌻ 慶長九年正月十二日、津軽為信、年賀の礼として太刀・馬を参議西洞院時慶に贈る。時慶・時直も物を為信に贈る。

○「時慶卿記」慶長九年正月十二日条

㌼ 慶長九年二月十八日、参議西洞院時慶、津軽信建の使者高坂某に、信建への書状・年賀礼を贈る。為信息女系には、扇子を遣わす。

○「時慶卿記」慶長九年二月十八日条

㌽ 慶長九年三月七日、参議西洞院時慶、津軽為信の下国と信枚の上洛を聞く。

- 「時慶卿記」慶長九年三月七日条
- 六四 慶長九年三月二十三日、津軽信枚、具足屋一介をともない、参議西洞院時慶を訪ね、朝食を饗せらる。
- 「時慶卿記」慶長九年三月二十三日条
- 六五 慶長九年五月十四日、津軽信枚、参議西洞院時慶・時直を饗す。
- 「時慶卿記」慶長九年五月十四日条
- 六六 慶長九年六月十四日、参議西洞院時慶、津軽信枚参内の際の衣紋に関する助言を与う。
- 「時慶卿記」慶長九年六月十四日条
- (参考) 慶長九年六月二十二日、徳川家康、参内する。
- 「お湯殿の上の日記」慶長九年六月二十二日条
- 六七 慶長九年七月二十日、参議西洞院時慶、津軽信建の使者中野弥三郎より、書状と贈物を受領する。
- 「時慶卿記」慶長九年七月二十日条
- 六八 慶長九年七月二十三日、参議西洞院時慶、津軽僧曹洞宗海蔵寺に逢う。時慶、海蔵寺を饗す。また、津軽建友に返書を認める。
- 「時慶卿記」慶長九年七月二十三日条
- 六九 慶長九年七月二十六日、参議西洞院時慶、海蔵寺は津軽信建の帰依僧なるを聞く。
- 「時慶卿記」慶長九年七月二十六日条
- 七〇 慶長九年八月五日、参議西洞院時慶、津軽信建の使者兼平金四郎より、六月二十六日付信建書状と信建内室の贈

物を受領する。

○「時慶卿記」慶長九年八月五日条

九 慶長九年八月十七日、津軽信建、鼻和郡十腰内村の観音堂に、鰐口を奉納する。

○巖鬼山神社鰐口銘文（弘前市巖鬼山神社蔵）

九 慶長九年九月九日、津軽信枚、庚申源七郎を使者として、参議西洞院時慶に串鮑等を贈る。

○「時慶卿記」慶長九年九月九日条

九 慶長九年十月四日、参議西洞院時慶、津軽信枚の小児見舞に、使者を遣わす。

○「時慶卿記」慶長九年十月四日条

九 慶長九年十一月六日、参議西洞院時慶、津軽信枚より馬二疋を借用する。

○「時慶卿記」慶長九年十一月六日条

九 慶長九年十一月二十二日、津軽為信、鯔ヶ沢にて、念西に歩米を給す。

○慶長九年十一月二十二日付 津軽為信黒印覚書状（念西宛）（弘前市立博物館蔵）

九 慶長十年正月十四日、参議西洞院時慶、津軽信建には年賀の書を、人足なき故遣さず、信枚母には、天野樽等を贈る。

○「時慶卿記」慶長十年正月十四日条

九 慶長十年正月晦日、参議西洞院時慶、津軽為信の使者森下作兵衛尉より、太刀・馬一疋を贈らる。

○「時慶卿記」慶長十年正月晦日条

次 慶長十年二月朔日、参議西洞院時慶、津輕為信に天野樽を贈る。為信、礼状を送り、当座は他出する旨を報ずる。

○「時慶卿記」慶長十年二月朔日条

(参考) 慶長十年二月十九日、徳川家康、伏見に参着する。

○「当代記」慶長十年二月十九日条

同年四月十六日、徳川秀忠、征夷大將軍となる。

○「公卿補任」(吉川弘文館 昭和四十九年) 慶長十年四月十六日条

次 慶長十年四月二日、是より先、津輕建友死す。是日、参議西洞院時慶、津輕信建・同建広の書状により、建友死去を知る。

○「時慶卿記」慶長十年四月二日条

100 慶長十年四月三日、津輕為信、郡市左衛門を使者として、津輕建友死去に驚く旨を参議西洞院時慶に報ず。

○「時慶卿記」慶長十年四月三日条

101 慶長十年四月二十八日、参議西洞院時慶、津輕信枚を饗す。

○「時慶卿記」慶長十年四月二十八日条

102 慶長十年四月二十九日、参議西洞院時慶、津輕信建使者高坂弥作に、下国につき銀子を遣わす。

○「時慶卿記」慶長十年四月二十九日条

103 慶長十年六月二十五日、津輕為信の家の件につき、具足屋一介籠舎を命ぜらる。参議西洞院時慶、信枚に一介の身上を尋ねる。

○「時慶卿記」慶長十年六月二十五日条

一〇四 慶長十年七月十二日、参議西洞院時慶、津軽信建の使者中野弥三郎より、贈物を受領する。

○「時慶卿記」慶長十年七月十二日条

一〇五 慶長十年七月十六日、参議西洞院時慶、津軽信建の所望により、柘榴・柿・桜実生の樹を遣わす。是日、津軽への船に樹木を積む。

○「時慶卿記」慶長十年七月十六日条

一〇六 慶長十年七月二十二日、参議西洞院時慶、津軽信建の使者中野弥三郎を自邸に招じ、信建・同糸・建広への贈物を渡す。津軽小三郎も来邸あり。

○「時慶卿記」慶長十年七月二十二日条

一〇七 慶長十年九月二十日、参議西洞院時慶、津軽信枚を饗す。

○「時慶卿記」慶長十年九月二十日条

一〇八 慶長十一年二月十七日、津軽為信、関白近衛信尹に、白鳥・鮭・蕨・太刀・馬を献ずる。

○「三藐院記」慶長十一年二月十七日条

一〇九 慶長十一年三月七日、津軽為信、中将近衛信尋に礼を言上する。

○「三藐院記」慶長十一年三月七日条

一一〇 慶長十一年三月二十四日、関白近衛信尹、自邸桜殿にて、津軽為信と参会する。

○「三藐院記」慶長十一年三月二十四日条

二 慶長十一年秋、津軽建広、平賀郡本町村に観世音堂を創建する。

○八坂神社棟札写「新撰陸奥国誌」第二卷（青森県文化財保護協会 昭和四十年）

三 慶長十二年二月十二日、津軽為信、参内し、刀五十腰、鶴等を献上する。

○「お湯殿の上の日記」慶長十二年二月十二日条

三 慶長十二年三月二十六日、是より先、越前北庄城主結城秀康、伏見にて津軽為信に舟材木を所望する。是日、

秀康、為信に片鳥屋大鷹等捕獲のため、秀康の鷹師、津軽派遣を報ず。

○慶長十二年三月二十六日付 結城秀康書状（津軽為信宛）「佐藤文書」（東京大学史料編纂所影写本）

（参考） 慶長十二年三月二十五日、幕府、駿府築城の役夫を畿内の諸大名に課す。ついで役夫は伏見を経由すべきを令す。

○「当代記」慶長十二年三月二十五日条

右の「綱文一覽」の中にあつて、頻出する人物や従来史料中には見当らなかつた津軽氏側の人物について、若干の解説を付しておきたい。その順序は、第一に「綱文一覽」が多く典拠とした「時慶卿記」の記主である西洞院時慶とその子時直を〔A〕、第二に津軽為信・信建・信枚と、為信に関わる縁類を〔B〕、第三に津軽氏の家臣を〔C〕として、各人の概ねのアウトラインを把握しておく。

〔A〕西洞院時慶は「公卿家伝」巻二十五（内閣文庫蔵）によれば、天文二十一年（一五五二）十一月五日、誕生、天正三年（一五七五）四月一七日、西洞院家を相続、慶長五年正月一日、任参議、同六年正月六日、叙正三位、同一六

年三月二日、兼右衛門督、同月二七日、叙従二位、元和六年正月二日、子時直に家督を譲り、寛永一六年（一六三九）二月二〇日、薨去。同じく時直は、天正一二年、誕生、慶長六年三月二日、任少納言、元和五年正月六日、叙従三位、同六年正月二日、任右衛門督、家督相続、寛永三年二月七日、任参議、同一三年一〇月九日、薨去。『言経卿記』十（岩波書店 昭和五二年）の慶長五年副紙（九〇～九四頁）と同十一（同上 昭和五五年）の慶長六年副紙（二～六頁）・慶長七年副紙（二〇二～二〇七頁）によれば、時慶は禁裏小番衆番文に外様小番の一員、参議として登載されており、朝議に参与したものと思われる。西洞院家の所領は、寛文五年（一六六五）一月三日の朱印状によれば、山城国葛野郡御所内村八〇石をはじめとして、九ヶ村にわたる二六〇石の知行であった。¹⁶以後、安政二年（一八五五）九月一日の朱印改に至るまで、領知高は不変であった（内閣文庫蔵「徳川家判物并朱黒印」十）。なお「綱文一覽」の期間にあつては、時慶は参議・正三位、時直は少納言であつた。

また「綱文一覽」中、近衛家の官名は、『公卿補任』第二編（吉川弘文館 昭和四九年）と『三藐院記』の解題「近衛信尹略年譜」に拠つた。

〔B〕藩主家津軽氏に関しては、『史料綜覧』巻十三（東大出版会 昭和二九年）が、当期の、特に津軽為信の官位を「陸奥弘前津軽家譜」所収津軽歴譜（東京大学史料編纂所写本 以後「歴譜」と略記）に依拠しているので、主に「歴譜」との相違を明らかにして、津軽氏の官位受領などを正確なものとしてほしい。

「歴譜」によれば、津軽為信は「文禄三年甲午正月二十七日、叙従四位下任右京大夫」とある。しかし綱文七にみる如く、現存する口宣案によって、正五位下右京大夫昇叙は慶長五年正月二五日に相違ない。文禄三年の従四位下右京大夫補任は、「統撰武家補任」（内閣文庫蔵）にも記録がなく、到底信頼することはできない。

津輕信枚にあっては、「歴譜」は「慶長六年五月十一日、三子信長従五位下ニ叙シ越中守ニ任ス」とあり、信枚の補任記事は、同日の口宣案（綱文一）によって確認可能である。信枚を信長と記した点については、国立史料館蔵津輕家文書に、慶長一三年七月二日付「百沢寺拾二坊屋敷年貢御免状」があり、その差出人は信長とある。⁽¹⁷⁾当信長の花押は信枚のものに間違いなく、信枚が信長を自署したのは確実であり、この点で「歴譜」の記述は信用できる。

なお信枚が従五位下越中守昇叙以前は、どのように称していたのか、全く不明であった。綱文一〇に典拠として登載したように、慶長六年五月六日、即ち昇叙の直前の信枚書状が「時慶卿記紙背文書」(四)に収められており、それによれば、「津輕平藏信枚」の自署がある。昇叙直後の同年五月一八日の書状（綱文二）には、「津輕越中守信枚」とあって、昇叙前は当然のことながら受領名を用いていない。「歴譜」は慶長六年五月信長と改め、同一二年一二月二三日、家督相続に際して信枚と改称したとある。この点に関しては、前記慶長一三年の「百沢寺拾二坊屋敷年貢御免状」に自署名が信長とある点、また慶長六年五月以降の「時慶卿記紙背文書」所収書状に信枚の自署があることから肯定できない。但し、紙背文書五月六日・同一八日両日の信枚花押は、従来知られているものではないことを付言しておく。

また綱文六〇によれば、信枚の母は海雲院と称し、京都に在住していたことを窺わせる。『津輕藩旧記伝類』（青森県文化財保護協会 昭和三三年）によれば、信枚の母は法名を榮源院、白取伊右衛門妹とある。右の相違については、現在決め手となる材料を持ちあわせておらず、「時慶卿記」の方は生前の通称で、榮源院はあくまでも法名というところも考えられよう。

津輕為信の長子信建に関しては、上方における信建の動きが、慶長期津輕氏の政治動向に大きな影響を及ぼしてい

る点を鑑みて、津軽氏の対徳川・対朝廷・公家政策の観点から、次章にて掘り下げたいと考えるので、本章では言及しない。

最後に綱文六〇に、二男式部と記された人物が注目される。「時慶卿記」同日条を率直に解釈すれば、津軽為信の二男式部となり、二男ということを斟酌すれば、従来の系図に登載された二男信堅を指すことになろう。しかし前記「陸奥弘前津軽家譜」所収の「系図」によれば、信堅は、

総五郎、為江戸大納言源秀忠之近習、慶長二年正月廿六日歿、享年二十五、积号満隆院秀峯松公、

とあって、慶長七年の段階では既に鬼籍に入っていた。同じく、「系図」によれば、為信には信建・信堅・信枚・某虎千代の四男子が誕生したのみで、信建・信枚にも式部と称する男子はいない。但し信枚は近衛信尹に「津軽越中守、次男也⁽¹⁸⁾」と記されたこともあるので、式部は或いは為信の庶子とも考えられるが後考を待ちたい。また綱文六〇の為信息女系は、どの系図にも見当らない。

〔C〕津軽氏の家臣の中で、「綱文一覽」中、最も注意を引くのは、津軽左馬助建広と津軽彦蔵建友である。津軽建広は、「寛永諸家系図伝」百七十八（内閣文庫蔵 以後、「寛永譜」と略記）によれば、本氏は大河内、建広^{たけひろ}の時津軽氏に改めるとあり、初めは北条氏政に仕え、後津軽為信の掣となった。「時慶卿記」によれば、慶長七年八月一六日条（綱文六五）にて初めて建広を左馬頭としており、それ以前は左馬助と記している。その後混用はあるものの、同書慶長八年一〇月一一日条から左馬頭に完全に転化し、左馬助はなくなる。また「時慶卿記紙背文書」所収の建広書状では、慶長七年四月二八日と推定される文書に左馬頭と自署してある他は、全て左馬助と記している。従って、建広は慶長八年一〇月頃迄は自らも左馬頭・左馬助を混用し、同月以降は左馬頭を称したと考えられよう。

「さて我々にとって前記「二男式部」等と同様、初めて知ることができた人物が、津輕彦藏建友である。この人物は従来の史書に全く姿をみせたことがなかったにも拘わらず、「綱文一覽」中では、建広とともに信建の側近として様々な働きをみせている。建友は、「時慶卿記紙背文書」所収の同人書状によって、諱の建友が判明した。諱の印象からすれば、建広の縁戚とも推測されるが、建広の「寛永譜」「略譜」いずれにも、建友の名もまた同人を推定させる人物も見当らない。建友は慶長七年八月、信建とともに津輕へ下国したと考えられる。慶長一〇年四月二日、津輕からの書状によって西洞院時慶は建友の計報に接しているわけで（綱文九九）、翌日為信は計報に驚いた旨を、わざわざ時慶に報じた（綱文一〇〇）。藩主家の姓津輕を称し、信建・建広両人が時慶に津輕から計報を伝達しているのをみれば、建友の存在は西洞院・津輕両家にとって、決して看過すべきものでなかったことを推測させよう。

慶長七年（一六〇二）から同一二年（一六〇七）の期間に、「時慶卿記」に登場した津輕氏の家臣の名は左記の通りである。

津輕為信の家臣と推定される人物 森下作兵衛尉（綱文九七）、郡市左衛門（同一〇〇）、

建輕信建の家臣と推定される人物 千田与七郎（綱文二三）、主馬（同三一）、五郎右衛門（同三一）、右筆彦右衛門

（同・六〇）、高坂弥作（同六九）、三畝寺弥三郎（同七五）、中野弥三郎（同八七）、兼平金四郎（同九〇）、

津輕信枚の家臣と推定される人物 倉光主水（綱文六三）、庚申源七郎（同九二）、

ほかに信建の女中 小宰相（綱文二五・六〇）、

右の家臣の中で、「封内事実秘苑」一（弘前図書館蔵）^{（為信）}所収の御当代諸士姓名大概に登録された人名中に同名があるのは、信枚の家臣倉光主水一人である。姓が一致するのは若干見受けられるが、それを列挙しても歴史的には余り意味

をなさないであろう。いずれにしても参議正三位の公卿の屋敷に、津軽氏の代りに伺候したり供奉し、相応の処遇を受けた家臣が当時下級士であったとは、到底考えられないことである。高坂や兼平は、後の重臣高坂藏人や大浦三老の一人兼平氏の縁に繋る者とも推測され、津軽側の史料に拠っては全く関知できなかった新しい家臣が、我々の眼前に出現した。即ち津軽側の編纂物のみをもってしては、成立期津軽藩の家臣団の成立過程を綿密に解明することは、事実上不可能であることを右の人名は示唆していよう。

なお筆者が、津軽氏の家臣を為信・信建・信枚の各家臣として区別して並列したことに、疑問を覚える向きもあるであろう。綱文五七に、津軽信枚の家臣が洛中で前田利長の家臣と争闘に及んだ件を記してある。⁽¹⁹⁾「時慶卿記」の原文には、

津軽越中守家臣喧嘩、互ニ死ト、前田肥前家臣トアイ手聞、

とあって、あくまでも信枚の家臣と記し、津軽家当主為信の家臣と時慶は筆記していない。これは当時の津軽氏の家臣団の有り方を忠実に反映したものであって、時慶の誤記とは考えにくい。慶長初期の津軽地方にあっては、在地土豪層が主家津軽氏の血縁者、具体的には為信を初め信建・信枚との内で、多くは個人的な主従関係を締結して、為信家臣・信建家臣・信枚家臣を形成していたと考えられる。未だ為信を頂点とする近世的なピラミッド型の軍事編成をとるに至らず、族党的集団形態を保持していたのではなからうか。これは統一的、一元的な知行宛行が領内にて実施されていた⁽²⁰⁾なかったことを裏書きしている。筆者が採訪した藩主知行宛行状のうち、最も古いものは、慶長一四年の信枚黒印宛行状（国立史料館蔵など）であるのをみれば、慶長一二年以前は、未だ津軽藩家臣団と称しえる組織だった家中構成は、未確立であったといえよう。そこに大熊事件を初めとする相次ぐ家中騒動の芽が、胎胚していたと解釈し

ても、あながち無理ではないであろう。

三二 慶長期津輕氏の政治動向

慶長期津輕氏の政治動向については、関ヶ原役以前の時期（慶長元～同四年）、関ヶ原役と津輕氏の問題（慶長五・六年）、関ヶ原役以後の時期（慶長六～同二年）の三期に区分して、考察を進めてゆきたい。区分の理由は叙述が複雑になるのを回避するためと、関ヶ原役をはさんで津輕氏と全国政権との対応の有り方にも自ら変化が生じ、しかも津輕氏自体の近世大名としての発展の方向づけが、同役以後に決定されたと考えたことによる。

（一） 慶長元～同四年に至る期間

第一章において、文禄の朝鮮出兵に関わる奥羽各氏の動きを明らかにした。文禄四年、明使との交渉が決裂して、豊臣秀吉は慶長元年九月には再出兵を決意しており、翌二年正月、小西行長・加藤清正を先頭とした日本軍が渡海した。⁽²¹⁾ 慶長二年正月四日と推定される八戸千代子宛ての南部信直書状によれば、「御陣之事へ、一切沙汰なく候、皆々喜⁽²²⁾ニ候」とあり、豊臣政権は南部氏をはじめとする奥羽大名に出兵を下命しなかった。また年記がなく内容から慶長三年三月頃と推定される八戸うは宛南部信直書状には、「^(唐)から国無事に候て、命をひろい下可申候⁽²³⁾」と、前年の出兵下達がなかったのに加えて、豊臣政権はそれ以降も南部氏への朝鮮出兵を命じなかったことを明記している。南部氏の

みが例外なのではなく、他の奥羽各氏も出兵した形跡がないので、同様に出兵しなかったと思われる。

豊臣政権による奥羽大名への右の措置は、当然津軽氏にとっても変化はなく、同氏は文禄に続き慶長度も出兵には至らなかったであろう。「綱文一覽」慶長元年から同四年に至る期間にあって、津軽氏の動静の中で最も注意をひくのは、豊臣政権から伏見作事用杉板を賦課され、それへの対応の仕様である。奥羽各氏が慶長二・三年の朝鮮出兵に動員されなかった右の経過を鑑みた場合、豊臣政権は渡海に替る軍役として、伏見作事用杉板の搬出と運漕を、北奥羽各氏に賦課したと考えられないであろうか。

文禄二年（一五九三）四月、秋田実季に豊臣政権が命じた杉の大割板賦課は、軍艦大安宅丸一艘分⁽²⁴⁾で、これはまさに朝鮮侵略の軍需品として求めたものであった。しかし豊臣政権が文禄四年八月に秋田氏へ賦課した杉材の搬出は、前年正月に伏見築城が諸大名に発令された、その普請役の一環で、直接同二年のような朝鮮出兵に連動する性質のものではない。秀吉の朱印状にも「被仰付候橋板之事」と明記してあって、先述大安宅丸のような軍需品ではなかった。また文禄四年に続いて慶長四年に至る迄行われた杉板供出の課役は、伏見築城用材として賦課されたことは既に諸研究で判明している。

さて伏見築城の杉材供出が求められたのは、秋田氏を初めとして、秋田家文書所収の文禄五年「於秋田御材木入用之帳」によれば、北羽では本堂・戸沢・小野寺・岩屋・六郷・内越・滝沢・赤宇曾・仁賀保の各氏、北奥では津軽氏であった（拙稿①）。なお南部氏も南部家文書所収文書によって、杉材を賦課されたことは明らかである。北奥羽にあっては、全ての大名・小名が課役の対象者と定められ、当課役は名護屋在陣と変らぬ厳しい動員体制をとったものであった。

次に北奥羽全氏に賦課した伏見作事杉板供出の方式に関しては、津軽氏を含む北羽と、南部氏のそれとは若干の違いがあるようである。豊臣政権は出羽国由利郡内の仁賀保・赤宇曾・滝沢・内越・岩屋氏の五氏に対して、文禄五年三月二六日の太閤朱印状によって、伏見向嶋橋板の搬出を下達した（仁賀保家文書）。同年七月には右五氏に加えて、津軽・戸沢・六郷・小野寺・本堂の各氏に、秋田氏は伐採した杉板請取を完了させており、慶長四年に至るまでの伏見作事用杉板の賦課形態は、右の方式を基本的に踏襲したものであった。

南部氏にあっては、南部利直へ宛てた文禄五年正月二五日と推定される太閤朱印状(26)と同日の秋田実季宛の同状(26)には、御作事為御用、於秋田山杉四寸かけの大わり、長さ京間式間ニ被仰付候、其方請取可京着候、不可有由断候、猶加賀大納言可被申也、

正月廿五日

(秀吉朱印)

南部信濃守との

其方領内於山中杉四寸かけの大わり京間式間ニ南部信濃守被仰付候条、成其意南部申次第材木可相渡候、猶加賀大納言可申候也、

正月廿五日

(秀吉朱印)

秋 田とのへ

とある。豊臣政権は南部利直に出羽国秋田領において伐採された杉材を受領して、上方へ運漕せしむべきことを命じた。右文書を文禄五年に特定したのは、第一点は従五位下信濃守に南部利直の昇叙があったのは、文禄四年一二月の

こと(内閣文庫蔵「統撰武家補任」、信濃守の受領名はそれ以後に使用した。第二点は厚さ四寸の杉板を北羽各氏に賦課したのは、文禄五年の一度のみ(前述仁賀保家文書によれば、由利五人衆に賦課した杉板の厚さは四寸)で、それ以後は全て厚さ五寸であった点を根拠としている。なお慶長三年三月二日の八戸千代子宛南部信直書状には、杉材供出の文言と推定される箇所があるので、慶長元年から同四年頃まで、南部氏は杉材供出の課役を賦課されたものと推察される。文禄五年から北羽各氏に賦課された伏見作事用杉板供出は、津軽・南部氏をも包含する北奥羽全域を対象とした、豊臣政権による軍役賦課であったと称しても過言ではなからう。更にそれは慶長二年の朝鮮出兵に動員される軍役に代替するものとして、北奥羽各氏を軍役体系に包摂したことを意味した。また朝鮮出兵の期間と平行して、「公儀の城」である伏見城築城に、北奥羽各氏が杉板供出という形態をとって参加したことは、朝鮮出兵に匹敵する役負担であったはずで、全国的な軍役賦課の一環を担うものであった。

綱文三・五・六によれば、津軽為信は秋田実季による伏見作事用杉板割付を承知せず、搬出しないまま秋田山中に材木を放置したという。⁽²⁹⁾慶長三年(一五九八)六月、豊臣政権は領知高が津軽氏とほぼ同高である(拙稿①参照)小野寺氏に、前年津軽氏に賦課したのと同量の杉材搬出を再度命じた。これは津軽氏の不搬出分の補填を意図したと思われる。津軽氏は慶長二年以降、秋田氏を經由した杉板賦課を全く遂行した形跡がない。

全国政権たる豊臣政権から役賦課を命ぜられた諸大名が、それを拒否することが当時果たして可能であったであろうか。時期は若干遡るが、文禄二年五月、豊臣政権は大友吉統を軍律違反(即ち軍役不履行に該当する)によって改易に処し、⁽³⁰⁾他にも所領没収の厳罰を蒙った武将がいた。軍事面との相違があるとはいえず、津軽氏が朝鮮出兵に匹敵した当軍役を拒否しえた可能性はありえない、と判断するのが常識的である。しかし現実には、秋田氏を經由した伏見作

事用杉板の課役を津軽氏は履行しておらず、その点に関しては次のように解釈することが可能ではなからうか。

南部氏は前述の如く伏見作事用杉板の課役負担を命ぜられていたが、北羽各氏にみる領知高に照応した割当量を明記した史料は未だ発見されておらず、南部氏の割当量は判明していない。前述慶長元年正月二五日と推定される太閤朱印状によれば、秋田氏を経由した役賦課方式（津軽氏と北羽各氏を対象とした）⁽³¹⁾を、同様に南部氏にも適用を試みたことを想像させる。しかし同三年三月二七日の南部信直宛の太閤朱印状には、

去年以来、被仰付候板之事、秋田・津軽・其方領内何之山ニ而成共、勝手能所、作杣取、至敦賀差上、大谷刑部少輔可相渡候、猶加賀大納言可被申候也、

とあり、南部氏にあっては、秋田・津軽・南部各領内の山中にて自由に杉板伐採と運漕を命じており、北羽各氏とは賦課様式を異にした。津軽氏の搬出拒否による杉板補充は、小野寺氏の慶長三年二月の実施以外認められないことを顧慮すると、それ以後、北羽各氏による充当は恐らく行われなかったと考える。それは北羽各氏による補充を必要としなくなった事態が、現出したとみるべきである。北奥大名である津軽氏は、南部氏と同様の方式——北羽に対して北奥方式とも称しえる——を以て、杉板伐採と運漕を実施したのではないかと推察する。このように北羽地域と北奥地域の二つに区分して、北奥羽地方の伏見作事用杉板の伐採と運漕が実施されたと解釈する以外、綱文三・五・六の杉板搬出拒否は説明できない。

綱文二の津軽信枚受洗と信建の受洗希望は、既に先行研究に詳しい⁽³²⁾ので、再論する必要はなからう。但し先行論文は全て浦川和三郎『東北キリシタン史』（巖南堂 昭和四三年）三四九～三五一頁のルイス・フロイスによるイエズス会年報に依拠してきた。近年刊行された『キリシタン研究』第二十輯所収の岡本良知氏による同年報の翻訳と、浦川

氏のそれとは訳文に若干の相違がある。原文から起こした岡本氏の翻訳の方が、もとより信頼度の高いのは言うまでもないこと⁽³³⁾で、本稿では、岡本訳を使用した。

岡本訳同年報によれば、津軽と蝦夷人との交易（綱文二）を左のように記している。

彼の領国は日本の最も北の果てにあるので、蝦夷人と交易をしています。彼らは津軽国から一二ないし一五レীগア隔たった松前という島に、大陸から渡って来た韃靼人で、彼らの商品である魚類や鹿革、その海で採取される日本人が食用にする海藻およびその他の品を売りに来て、それと引き替えに布類・武器、その他の食糧を買います。彼らはきわめて野蛮で色が黒く、ロシア人のように頭髪やひげが密生した、体のたくましい人々だと言われています。彼らの生活は狩猟や漁労により、土地の耕作はあまりしません。

松前藩の対アイヌ民族統制に関して海保嶺夫氏は、蠣崎慶広宛の文禄二年正月五日太閤朱印状は、蠣崎氏の松前港での船役Ⅱ関税徴収権を保証し、文禄期極月二日蠣崎盛広宛太閤朱印状は、「商売船」の「夷」との直接取引を禁止し松前城下のみで商取引を行うことを規定したものである⁽³⁴⁾、と述べている。年報に示されている蝦夷人は、彼らの魚類・皮革等を売りに来て（取引地が松前か津軽かは不明）、津軽側の布類・武器・食料を購入していくとある。この内容には、津軽側と蝦夷人との間には何ら障碍や統制らしきものは見当らず、交易に松前氏が介在した様子はない。太閤朱印状に定めた松前氏による交易の枠内には、納まりきらない広範囲で活発な交易が、当時津軽海峡をはさんで、本州側と蝦夷地との間に行われていたと解釈されよう。

北側に向けた津軽氏の交易は右の通りである一方、綱文四の南側隣領秋田氏領比内地方における、津軽氏の塩販売と浅利争乱の加担は、注目に値するであろう。文禄四年八月二二日の八戸おち宛南部信直書状案によれば、⁽³⁵⁾「比内よ

り檜山へ事をしかけ候、津輕より比内を覚悟仕候、然間津輕をうしろたてニ仕候て、かた山八木橋ハ檜山方ニ候、をしかけ浅利方よりさくをかり候、必事きれ候、近日可成候」とあり、浅利頼平は津輕氏の後援を得て秋田氏に戦いを開始したのであった。浅利騒動の経過については、『秋田県史』近世編上（秋田県 昭和五二年）一七〇二〇頁に詳しいので、本章ではこれ以上加言はしない。比内地方は中世以来、津輕氏と歴史の由縁の深い土地柄であった。⁽³⁶⁾ 本稿ではその経過を詳述する余裕はないので、その歴史については研究史に譲ることにしたい。但し綱文四の観点から、津輕氏にとって比内地方は、領土拡張の単なる野心の対象に過ぎなかったのではないことが窺われる。周囲を山岳地帯に囲まれた盆地に位置する内陸の比内地方は、当然海岸地帯から塩の供給を受けなくてはならず、津輕地方に塩の供給を仰いでいた点は見過すべきではない。『日本塩業史』（日本専売公社 昭和三三年）三一頁によれば、秋田の下浜地域では天正年間に塩田による生産を開始しており、当然、秋田氏には塩の供給能力が充分備わっていたはずであった。それにも拘わらず浅利氏が津輕に塩を求めたのは、中世以来の津輕地方との結びつきの深さや、経済的にも秋田氏の傘下に入りたくないという領主権力の独立と、維持を目指した配慮があったからである。翻って津輕氏は比内地方に塩の販売ルートを設定し、同地の領主権力——浅利氏——に多大の影響力を行使しえる立場を、ある程度まで確保していたと思われる。それは前出文書にみるように、浅利氏が津輕氏の後援を得て初めて、秋田氏へ本格的な武力反攻を企てたことから、充分にありえた事柄であろう。また津輕信建が、秋田氏に浅利後援の事実がない点をわざわざ陳弁しているのは、既に浅利氏没落は決定づけられたとの政治判断と、津輕氏にとって浅利氏なきあとであっても、比内地方への塩販売による利益が、決して侮るべきものでなかったことを示唆しているよう。このように綱文二・四をみる限りにおいて、豊臣政権下の津輕氏は、北方に向かっては対蝦夷人交易、南側隣領比内地方では塩販売と、積極的

な交易を展開したのである。

(二) 慶長五・六年の関ヶ原役を中心に

新井白石は「藩翰譜」〔新井白石全集〕第一、四一三頁〕において、津軽為信の関ヶ原参陣を次のように述べている。
慶長五年の秋関が原の合戦の時、為信東国の先陣に馳せ加り、美濃国大垣の城を攻め落す、

此事関が原大条志と云ふ書にのみ見えて、其余の諸記に、いまだ見る所なし、最上記を按ずるに、此時南部秋田を先として、奥方の人々、悉く最上の郡に馳せ集りき、其軍勢の着到にも、津軽が事見えす、然れば、此時津軽は国にあらず、東国の先陣せしと云ふ事、さもあるべきにや、猶能く尋ぬべし、又為信が卒せし年月日、未だ知らず、

既に江戸時代であって、このような誠に学問的疑問を白石は表明しているのであって、為信の関ヶ原役参陣は、当時にあっても自明のこととして認識されていたわけではなかった。

奥羽地方における慶長五年（一六〇〇）の各氏の政治的動向は、基本的には同年七月七日の五ヶ条にわたる徳川家康の指令によって決定した。それによれば、南部・秋田・小野寺・六郷・戸沢・本堂の各氏は最上口へ出陣のこと、赤尾津・仁賀保両氏は庄内の押へとする、越後大名衆が米沢・会津へ打ち入った時は、最上氏が先手となり、南部・秋田・仙北衆は米沢の押へたるべきこと等が定められた。³⁷⁾ 上杉景勝の包囲網形成に、奥羽・越後の殆どの大名が動員された。家康の指令下達があった一〇日後、前田玄以・増田長盛・長東政家の連署にて、秋田実季と小野寺義道に豊

臣氏与同を求める書状が届き、⁽³⁸⁾小野寺氏はこの後、独自の方向を歩むことになった。それにも拘わらず、上杉包囲と庄内酒田攻略の方針は北羽各氏の間で堅持され、酒田城は翌六年四月、秋田・戸沢・最上・由利領内各氏の攻撃によって陥落した（石沢家文書）。ついで同年八月、上杉氏は会津から米沢へ国替を命ぜられ、その際にも陸奥・出羽・越後の大部分の大小名が動員された（綱文一七）。これを以て奥羽における、関ヶ原役に連動した慶長五・六年の各氏の動員は一応終結した。

右の動員体制の中にあつて、津軽氏は当初の家康の指令にも組み入れられておらず、また慶長六年の上杉景勝国替に際しての人数書立にも番組に編成されていなかった。当期間について叙述してある津軽側の編纂物や合戦記を要約すれば、為信の上方出陣、領内三将（尾崎・三目内・板垣各氏）の謀叛、家康鷹師三橋但馬守来国によって関ヶ原合戦の西軍敗北の報伝達、三将討滅、為信の大垣攻参加、為信下国、翌六年三月、清水森大法会執行となろう（津軽一統志「東日流記」「愚耳旧聴記」等）。この中で現在原文書によって確認されるのは、慶長五年八月一九日、徳川秀忠から津軽為信に関ヶ原参陣を促す御内書が発給された事柄、唯一点である。当御内書は貞享元年（二六八四）六月、京都にて糸屋助右衛門から金七両で購入したもので、例えば、寛文年間の成立ともいわれる「愚耳旧聴記」の記事には、御内書に関説するところが見当らない。四代藩主津軽信政は宝永三年（一七〇六）一二月、関白近衛基熙に自家文書の影写本を呈上した時に、早速当御内書を収載して、ここに津軽為信の関ヶ原参陣を初めて公にした。右の言及について奇異に思われる向きもあると思うが、「寛永譜」百十四（内閣文庫蔵）には、為信の関ヶ原参陣の記述はない。また貞享書上（「譜牒余録」巻四十九）にあつても、津軽藩では家臣所蔵文書を録上しているのみで、他家が関ヶ原参陣の文書や記録、そして家伝まで提出して、徳川家康との関係を殊更強調しているのと好対照をなしている。それ故、

貞享元年の文書購入までの間は、津輕藩では為信の関ヶ原参陣に関してかなり曖昧な認識しか持ち得ていなかったことを示唆しよう。幕藩制を通じて津輕氏にとって徳川氏に対する奉公の基点とも考えられる関ヶ原役参陣を、「寛永譜」等を通じて、敢えて幕府に報告しなかったのは、津輕側の所蔵史料の真偽に全く自信がなかったからに他ならない。即ち従来の合戦記や為信一代記等に、津輕藩自体も疑問を抱懐していたのである。そのような史料を現代に生きた我々が再び使用するには、徹底的なテキストクリティックが必要であり、出典を記せば事足りるとする史料への安易な寄り掛りは慎まねばならない。

さて慶長五年八月一九日の秀忠御内書は、徳川家康の上方出馬の報知と、為信に出陣を催促する内容であった。津輕側の編纂物や「奥羽永慶軍記」等を別にすれば、管見の限りでは津輕為信の大垣城攻撃や参陣の様態を記した文書や記録は一点もない。⁽⁴⁰⁾合戦の武将配置図にあっても、例えば津輕家文書(国立史料館蔵)の「慶長五年庚子九月十五日濃州関ヶ原合戦諸備之図」中、大垣城攻めの箇所には榊原式部・津輕右京・西尾豊後守の描写はあるものの、他家の同絵図には全く存在しない。

筆者は試論の意味も込めて、屏風絵の「関ヶ原合戦図」によって、津輕氏の参陣を次に実証してみたいと思う。依拠した資料は、『戦国合戦絵屏風集成 第三卷 関ヶ原合戦図』(中央公論社 昭和五五年)所収の、通称津輕屏風(これは津輕家に長く襲蔵されたことから命名された名前前で、津輕家が作成したものではない)と称される関ヶ原合戦図屏風である(以後、当屏風を「津輕屏風」と略記)。「津輕屏風」は、右書解説(八三―八四頁)によれば、江戸時代初期、一七世紀初頭(慶長五年以後一〇年余の内)の制作と推定され、関ヶ原合戦図中最古のものである。また徳川家康が描かせたものといわれ、合戦の実年月と屏風の制作された時期の間に時間的隔差が少ないことから、文献には見られない実戦の記

録性と迫真力をもった屏風である、と高く評価されている。

さて「津軽屏風」の図柄を要約すると、右隻はその第一・二扇に大垣城、第三・四扇の下端に杭瀬川の戦、その上段に家康麾下の呂久の渡の徒渉を描き、つづく第五扇から第八扇まで、つまり八曲のほぼ半分は赤坂の家康本陣を中心とした、東軍諸大名の陣配りを描くことにあてられている。これに対して左隻は、天下分け目の大合戦の状況を描いてある。これを時間的推移で見ると、九月一四日、岐阜を発した家康が長良川・呂久川・杭瀬川を越えて赤坂に至り、ほぼ正午、その岡山の頂に設けられた行営に入った後、杭瀬川を挟んで東西両軍の小競り合いまでを描く。左隻は翌一五日の合戦の推移を描写してある。

筆者は「津軽屏風」右隻、第五扇から第八扇までの赤坂家康本陣に特に注目したい。次頁写真は、右の当該箇所の中で本陣入口付近を描いた部分である。布陣した諸將の陣で、右側の黒地に白三筋の幟は中村一栄隊、左側の白地に黒三側の幟は浅野幸長隊であろうとされている。就中、入口付近の馬屋付近に立てられている幟は卍印であり、これは注意を要する。当時卍印の幟・旗差物を用いた大名は、堀・蜂須賀両氏のほか、津軽氏のみである。⁽⁴¹⁾（寛永期とも）に成立したといわれる「諸將旌旗図屏風」（中央公論社『戦国合戦絵屏風集成 第五巻』昭和五六年）によれば、卍印を旗指物とした大名は、津軽越中守信枚と松平（蜂須賀）阿波守至鎮の二家のみであった（なお堀氏は、関ヶ原への出陣はなく、前述の通り奥羽・越後各氏による上杉包囲網の一環として庄内にいた）。それも、蜂須賀家の幟は卍が幟に一点で、その下に藍色の染が入っている。津軽家のそれは二点の卍が上下にならんで、次頁写真の幟と酷似している。⁽⁴²⁾蜂須賀家が家康の赤坂本陣には在陣していなかったことは既に確認されているので、当卍印幟の大名は津軽氏である可能性が非常に強い。



第1図 記 印 幟 所 在 図

〔「戦国合戦絵屏風集成」第3巻 中央公論社、昭和55年 21頁〕

津軽為信の関ヶ原役参陣が、右に述べた経緯によって承認されるならば、津軽氏は関ヶ原へ、他の奥羽各氏は上杉包囲網へと編成され、全奥羽大小名が慶長五年の動乱に動員されたといえよう。上杉包囲網に津軽氏が動員されなかった理由としては、同包囲網に動員された奥羽・越後の各氏は殆ど上杉氏と領界を接するため、出陣を命ぜられたのであって、津軽氏は上杉氏と領界を接することがないばかりか、極めて遠隔に位置したこと。次に綱文一七の景勝国替に際しての奥羽・越後各氏の番組には、上杉氏と隣領の大名を全て網羅的に編成してある。慶長五年九月の島津討伐は、太閤様御置目の如くに出陣すべきことが定められた。綱文一七の家康人数書立が、太閤様御置目の如くと称する朝鮮出兵時の軍役に準拠しかつ連動するものである(拙稿①)ならば、次のように言及可能ではなからうか。即ち第一章の文禄期津軽氏の問題でふれた、文禄二年三月の「もくそ城とりまき候衆」〔「大日本古文書」浅野家文書 二六三号文書〕を想起していただきたい。伊達氏と津軽氏を除外した、大部分の奥羽各氏は攻撃軍に編成されていた。慶長五・六年の奥羽地方における大名動員の基本方針が、前述朝鮮

出兵時の軍役を踏襲するものであったという推察が許されるならば、津輕氏が上杉包囲網に編成されなかった最大の遠因は、まさにここにあるといっても過言ではなからう。

補註

津輕氏の関ヶ原役参陣に関して、かつて織田三郎氏が「関ヶ原戦における津輕勢」一・二・三（『陸奥史談』二四・二五・二六輯）を発表した。同氏は津輕側の史料に依ることの危険性を早くも痛感していたようで、外部の史料を勘案する必要性を説いている。このように着眼点は誠に学問的で今日の批判にも耐えうるものであるにも拘わらず、外部の史料と称して「三河後風土記」や「球磨史話」などいずれも近代に入ってから編纂物や啓蒙書を典拠とする愚を犯している。また津輕氏の参陣を為信個人の資質に求め、幕藩体制下における軍役体系の必然的帰結を全く捨象しており、この点からも同氏の論稿は、啓蒙的な域を出ていないと言えよう。

(三) 慶長六年より同一二年に至る期間

慶長六年（一六〇一）から同一二年（一六〇七）に至る、津輕藩主家の為信・信建・信枚の動静に関しては、当時期彼らが国元に居たのか、京・大坂・江戸のいずれに居たのか、居住先すら明らかでないのが現状である。特に信枚は、津輕側の編纂物においては慶長一二年の為信死後、突然浮上してきた印象をぬぐい去ることができず、信枚の為信後継の必然性と大熊騒動勃発の歴史的背景は、成立期藩政の中で最も重要な課題であるにも拘わらず、全く解明されてないに等しい。そこで本節では、藩主家の人々が当期間何処に居たのかという全く基本的な事実確定から

論を進めてゆきたい。

左に掲げた別表「津輕藩々名家滞在地一覽」は、「綱文一覽」をもとに作成した（以下、本表を別表と略記）。別表を一瞥して、次に挙げる幾つかの諸点を看取することが可能であろう。第一に慶長六年四月段階で、津輕氏は三人全員が在京しており、同年八月二四日の上杉景勝国替動員の際には、下国せずに滞京していた。第二に、為信が国元と京都の間を頻繁に往来しているのに対し、信枚は別表期間中に京から移動した形跡がない。第三に信建は、上方の居住地は大坂であって、京の西洞院時慶・近衛家を訪れ、伏見の家康に謁見することがあった。しかし同七年八月には下国し、以後「時慶卿記」には上洛記事は認められない。第四に、藩主家三名が同時に上方にいたのは慶長六年四月から翌七年二月までで、為信・信枚兩人が滞京したのは、断絶はあるが慶長八年から同一二年までであった。

関ヶ原役によって、公儀を掌握した徳川家康の動向と、津輕氏の動静を次に対照してみよう。同六年五月の信枚昇叙は、綱文一一参考綱文にあるように、徳川家康の参内と軌を一にして実施されたものであった。家康の参内は前年の役以後、進めてきた徳川氏による大名の改易・減転封・増封の一連の措置が一応完了した上でおこなったもので、内外に、豊臣氏に替って公儀の掌握者となったことを誇示する意味あいをもっていた。当時期に信枚の従五位下越中守昇叙を実施したのは、まさに関ヶ原役後の論功行賞の一環をなしたものと考えられよう。同八年一〇月の為信伏見参向は、同年の家康將軍襲職を賀するため、また同一〇年二月の上洛は、秀忠將軍襲職祝賀のためと解される。

ここで注目すべきは、信建が上方滞在中は伏見に参向して、徳川家康に拝謁している点である（綱文一八・五四）。為信は家康が上洛もしくは伏見滞在中に、出国して拝謁しており参覲に類似した行動をとった（綱文七七・九八・一一三）。一方、信枚は為信・信建下国後、滞京しているにも拘わらず、慶長六年五月の昇叙以外は、全く朝幕の公式の

別表：津輕藩主家滞在地一覽（慶長6～同12年）

年 月 日	為 信	信 建	信 枚	徳川家康	
慶長6・4・13	京	京	京	伏見	①「綱文一覽」によって別表を作成した。 ②確実に滞在先がわかる時は一で示した。 ③不確実な場合は破線で示した。 ④徳川家康の動向を参考のため掲げた(徳川家康公伝)講談社、昭和40年に拠った)。
5・11	↓	↓	昇叙(京)	↓	
9・22	↓	伏見	↓	↓	
11・7	↓	大坂	↓	江戸	
慶長7・正・9	↓	↓	↓	↓	
正・16	↓	京	↓	↓	
正・22	参内	↓	↓	↓	
正・26	↓	大坂	↓	↓	
2・5	↓	京	↓	↓	
2・9	下国	↓	↓	↓	
2・26	↓	↓	京	↓	
3・9	↓	大坂	↓	伏見	
3・10	↓	↓	京	↓	
4・16	↓	(奈良)大坂	↓	↓	
5・25	↓	京	↓	↓	
5・27	↓	↓	京	↓	
6・2	↓	伏見	↓	↓	
8・8	↓	下国	↓	↓	
8・15	↓	↓	京	↓	
慶長8・10・9	京 伏見	↓	↓	伏見	
9・3・7	下国	↓	↓	伏見	
3・23	↓	↓	京	↓	
慶長10・2・朔	京	↓	↓	上洛途中	
7・22		↓	京	伏見	
慶長11・2・17	京	↓	↓	江戸	
3・24	京	↓	↓	伏見	
慶長12・2・12	参内 (伏見)	京カ	↓	江戸	
3・26	↓	↓	↓	駿府	

席に出ることなく、為信の代参すら果たしていない。以上三名の動静を分析すれば、為信は津軽家の当主として対幕府、対朝廷、对公家との交渉に自ら上京することで対処していったが、信建は、綱文中にみられる如く病弱であったことから、慶長七年八月の下国に至る迄は、為信の代りを務めて津軽氏の対外接衝の任に当ったものと考えられる。

領内支配は信建下国後、為信と兩人によって実施したのであるが、為信は領内統治を下国後の信建に専ら委任する形をとったものと推察される（津軽氏の居城堀越城には、当主為信ではなく信建が居る事を想起していただきたい―「津軽一統志」―）。慶長九年八月、信建が領内十腰内村観音堂に奉納した鰐口（綱文九一）に「奉納大檀那津軽惣領主宮内大輔藤原臣信建」と刻名したのは、明らかに父為信の後継者であることを領内に宣言したものであった。信建の長子津軽大熊が、信枚の跡目相続の不当なるを訴訟した、慶長一三年五月の大熊訴状は、次のようなものである。

乍恐以書付奉申上候、祖父津軽右京大夫、去十二月相果候、然者惣領宮内相統可仕儀と奉存候、然処宮内相果候間、私国に可有御座候処、越中守儀何とやら我儘仕、物領之筋目を違、庶子之国と罷成候儀迷惑に奉存候、御上意を以、宜被仰付被下置度、御沙汰奉仰候、以上、

五月

津軽右京大夫嫡孫
同 大 熊

本多佐渡守様

本多上野介様

信建が鰐口で用いた「物領主」の語を、大熊は右訴状で「物領之筋目」として強調した。大熊が自らの跡目相続を正當化する根拠は、実は鰐口刻名にあったのである。また慶長一四年（一六〇九）正月の信枚相続の裁定が下って、大熊を擁立した津軽建広の津軽追放が命ぜられたのは、建広が信建の輔翼として建友とともに津軽へ下向し（綱文六〇・

六一・六二 信建の領内支配に実際的な手腕を振っていたことが原因と思われる。しかも続く信枚の相続にあたっては、建広追放が信建系統を一掃する施策の最重要課題として、是非必要な措置であった。大熊事件は、新参である建広・建友らと重臣高坂藏人や津輕氏古来の家臣達との対立に根があったのであり、成立期幕藩制にみられる典型的な家中騒動であった。

なお家中騒動といえ、大熊事件以前のものとしては、慶長七年一二月の天藤騒動があげられよう。津輕側の史料と綱文を照合すると、信建は確かに同七年八月に京を出立しているので、一二月の騒動勃発に関しては時間的な齟齬はない。綱文六九によれば、信建は騒動のあった慶長七年一月二四日に、国元から時慶に書状を上呈しており、それには同騒動のことに全く触れていない〔時慶卿記紙背文書^二〕。国元から上呈した時慶宛の信建書状が儀礼的内容ばかりでないことは、綱文九九・一〇〇にみられる如くで、天藤騒動のような大規模な家中騒動の一端を、時慶に報知しないのは不自然さを感じさせ、騒動の存在を疑わせる。

さて綱文全体を一覧して最も不思議に思われるのは、従来の津輕側史料では一度も登場しなかった西洞院時慶と津輕氏との関係であろう。近衛家との関わりについては、既に筆者自身も見解を表明したことがあるので参照されたい。⁽⁴⁷⁾ また幕藩体制を通じて、津輕藩が近衛家と系図改等を媒介として関係を深めていったことは既に明らかにした事柄である。

西洞院時慶と津輕氏が紐帯を保持するキッカケとなった点については、不明である。但し西洞院家は、近衛家などと違って所謂五摂家七精華に列せられる名家ではなく、半家・旧家の家柄であった。⁽⁴⁸⁾ 「時慶卿記」を初めとして、他の公家日記を勘案するに、時慶自身は公家の間にも広い人脈を持ち、また大名との交流範囲も決して狭いものでな

ったことを窺わせる。更に慶長五年からは参議として朝政に参与する機会があったはずで、実務的な能吏としての人物像が浮かび上がってこよう。⁽⁴⁹⁾津軽信枚昇叙の際の助言や助力(綱文一〇・一二・四八・八六)、津軽氏と近衛家との間の仲介など(綱文五〇・五一・五五)、津軽氏の上方・京における現実的な対処方を、指南する存在であったと言えないであろうか。徳川家康は慶長六年以降同一二年に至る期間を伏見で過ごすことが多く(別表参照)、大坂城・伏見城にて役後の戦後処理を行い、続いて政治的決定を次々に下していったのであるから、大名が朝廷や上方の政治情勢を見誤らぬためには、上方での確かな情報源の確保と機敏な対応が必要とされたことは想像に難くない。時期は若干遡るが、慶長五年末、最上義光は、

さて又そこ／＼の儀は、かみへ罷登候へは、身命もつゝかす候間、在地にて何共罷成可申由、内々落居候て、境目普請など被申付、其仕度之由申候、かみより御登候へとの御使などは、中／＼御座有間敷と、我等は存候、但近辺ニ候間、御存知も被成候哉、御無心元候(下略)⁽⁵⁰⁾、

と書き送っており、当期の上方における政治的動きの激しさを、奥羽大名は到底乗り切れまいと推量している。奥羽の大大名である最上氏すら「かみへ罷登候へは身命もつゝかす」とひたすら恐懼し、上洛催促の使者不参を願っているから、他大名にとっても容易な事態ではなかったと思われる。そのために各大名は様々な対策を考慮したのであって、例えば松前盛広は、慶長六年五月一二日、国元へ次のように書き送った。

一、我等指南ニ頼入候は、本多佐州・村越茂介両人ニ而御座候、中川市右衛門文作馳走被仕候⁽⁵¹⁾、

書状全体の内容は、前年九月の関ヶ原合戦後の政治情勢の変化を報告したものであるが、松前氏は当時家康の側近本多正信と村越直吉に、松前氏の政治的対処を誤らぬよう指南を依頼したのであった。上方にあっては大名間だけでは

なく朝廷、公家との関わりにおいても情勢が変転していたのであるから、津軽氏が西洞院時慶に松前氏と同様、朝廷・公家・徳川氏への対処法に関する指南を仰いだとしても不思議ではない。当然、津軽氏にあっては本多正信等徳川氏の有力者へ接近を図ったはずであって、時慶へのそれは公・武双方に対する万全の備えと解されるものであった。

津軽氏が新たに津軽建広・建友を信建に付属し、時慶に指南を仰いで参内や公家との交際、伏見の家康への参向を実行した背景には、関ヶ原戦後の激変する政治動向に対処する必要性に迫られてのことであった。信建は、綱文二の出典「一五九六年イエズス会年報」によれば、「太閤に仕えた」人物とあるので、早くから上方の雰囲気染み、政治の行方を見極める力があったものと思われる。津軽氏としては、信建に建広（綱文二〇）によれば、参内の経験もあり、左馬頭の昇叙があったという）を加え、上方の動きに乗り遅れまいとしたのであろう。その際、参議西洞院時慶から様々な指南と助力を得て、その折々の問題に対応していったと考えられる。

津軽氏に関する記述が「時慶卿記」から消えるのは、慶長一一年からである。これは政治の舞台が、上方（京・伏見）から江戸・駿府（慶長一二年に家康は駿府城へ移住）に移ったことによる。即ち朝廷や公家に政治工作を図る必要がなくなった時点、政治を動かす基軸が移行した時から、津軽氏と時慶の関係を維持する必要が消滅したのであった。

補註

慶長九年四月一〇日付、松前氏鷹献上の道中扶持を命じる幕府年寄衆奉書（中村孝也『徳川家康文書の研究』下巻之一 日本学術振興会 昭和三五年 二九四～二九五頁）は、津軽氏の場合、当主が津軽為信であるにも拘わらず津軽越中守と宛書してある。最上氏の宛書も不自然であり、慶長九年当時、信枚は在京中であることも考え、当文書を慶長九年に特定するには強い疑問を覚える。

以上三章にわたって文禄・慶長期津軽氏の動静について、豊臣政権から徳川政権へと移行する幕藩体制の再編成過程に視点を据えて、当時の文書と記録を駆使して可能な限りの復元を行い検討を加えた。＼はじめに＼においても述べたように、津軽藩研究の中で、この「最もわからない」時期に関し、復元の過程にあって、幾つかの新しい歴史事実を本稿にて明確にしえたと考える。但し新しい事実の発掘によって、更に不明な点が浮き彫りになったことも否めないことである。

さて本稿において明確にしえた事柄を、次に纏めることにしよう。

天正末年・文禄期にあっては、第一に津軽氏の呼称は天正一九年六月の文書が最も古いもので、それ以前、同一八年末迄は南部右京亮を称していた。右のことから、豊臣政権が津軽為信に領知宛行の太閤朱印状を發給したのは、恐らく天正一八年末から同一九年六月迄の期間であろう。しかも豊臣政権の強制する上落は、人質を提出する意味も含んでいたため、他大名と同じく津軽為信は妻子を京都に同道せざるをえなかった。第二に為信の名護屋在陣は史実として確実なことではあるものの、文禄二年三月の晋州牧使城取卷衆には、殆どの奥羽各氏が編成された中で、津軽氏の出動予定はなかった。その理由は不明なるも、実際には伊達氏を除いて奥羽各氏が渡海はなかった。慶長二年の再出兵にあっては、津軽氏は勿論、豊臣政権は奥羽各氏に渡海を命じなかった。第三に、慶長の再出兵の軍役に替るものとして、北奥羽の各氏は伏見作事用杉板の供出を命じる課役を負担させられた。津軽氏は当初、秋田氏を仲介とし

た賦課方式に組み込まれていたが、慶長二年からは南部氏への賦課方式に轉換したものと思われる。即ち伏見作事用杉板の供出は、北羽方式と北奥方式の二形態を採用したと考えられる。豊臣政権による朝鮮出兵の軍役体系は全大名を包摂するもので、西国大名にあってはまさに軍事出動を要請し、北奥羽の各氏にあっては「公儀の城」たる伏見城築城賦課を命じる際限なき軍役であった。

関ヶ原役を中核とする全幕藩領主を巻き込んだ慶長五・六年の動乱は、奥羽地方にも様々な波紋を投じた。奥羽と越後の殆どの各氏は上杉景勝包囲網に動員されたにも拘わらず、一人津輕氏のみが関ヶ原合戦に参加したことは、第三章で明らかにしたところである。その理由としては、上杉氏と津輕氏は領界を接することがなく、包囲に参画するには遠隔でありすぎたことが、まず考えられる。しかし最大の遠因としては、津輕氏が朝鮮出兵の際晋州牧使城取巻衆に編成されず、関ヶ原合戦後、西軍加担大名を討伐する場合の動員方針が、朝鮮出兵の軍役体系に準拠するというものであったとするならば、奥羽各氏を網羅した出動体制には、津輕氏が編成されないという前例が作動したといえよう。

慶長六年以降の津輕氏の動向としては、第一に積極的な公家勢力への接近、徳川家康・秀忠上洛への扈從、伏見の家康への参向など、上方を中心に展開する、新しい政治情勢への積極的な取り組みが目される。その際、参議西洞院時慶に指南を仰ぎ、有効な対処を重ねていったと考えられる。なかでも為信の長子信建は病弱にも拘わらず、近衛家・西洞院家への接衝と伏見参向を、慶長七年八月の下国に至る迄務めた。下国後は為信の後継者として、新参の津輕建広・建友らを駆使して領内統治に専念した。

当時の家臣团组织は、統一的知行宛行が実施されない未成熟な状態で、津輕為信・信建・信枚との間で、個別な主

従関係を締結する族党的な形態であったと推察され、為信と信建の死後、家中騒動が頻発するのは、まさにこの点に原因があった。大熊事件も跡目相続をめぐる争いのほか、新参と旧臣、信建系統家臣と非信建系統のそれとの抗争でもあった。信枚が為信後継に推戴されたのは、族党的中核となるべき為信・信建が相ついで死去したため、信枚しか族党的中核を継承しえず、幼少の大熊では「惣領之筋目」を幾ら強調したところで、到底後継の資格はなかった。慶長一四年正月二五日の幕府年寄衆連署奉書が、越中守信枚宛ではなく、津輕年寄中宛という特殊な形式をとったのは、信枚を家中の族党的中核に据えようとする家臣団の要望を、幕府が追認したものに他ならない。信枚の領主権力及び家中統制の力は、右の観点からすれば、かなり脆弱であったと考えられる。

このように成立期津輕藩にあっては、家臣団組織に未成熟な面を多々残し、藩主権力の相対的な自立しか成し得ぬ状態であった。それにも拘わらず、津輕氏は全国的な幕藩権力の再編成過程において、広義軍役である参内供奉、伏見参向を遂行した。このような上位権力からの軍役強制とその遂行過程において、幕藩国家の一大名として編成され、領内支配・家臣統制も次第に近世的な展開を遂げていったものと推察される。

本稿では文禄・慶長期津輕氏の動向に関して、少しでも多くの歴史事実を確定して復元することに目的があった。そのため復元した事実内容についての考察には、紙数の関係もあって十分に検討する余裕がなかった。事実関係の再吟味と、信枚政治の展望については、稿を改め後日を期したい。

註

口絵写真 松野武雄氏所蔵文書。

(1) 『新編青森県叢書』一(歴史図書社 昭和四九年)

(2) 例えば編者の評価に関しては、「津輕編覽日記」一

- (弘前市八木橋文庫蔵)に、信建の卒伝を載せて、その文中に「元来御心不常、違乱被成御座、御暴悪甚敷故、為信公の御意に応し不申候由」とある。また残酷な所業については、「愚耳旧聴記」(弘前図書館蔵)の天藤騒動の記述を参照されたい。
- (3) 南部右京亮宛文書は、いずれも国立史料館蔵津輕家文書に収められているもので、正月二八日付の織田信雄判物、四月一〇日付の豊臣秀次判物、一二月二四日付の豊臣秀吉朱印状である。
- (4) 『岩手県中世文書』下巻(岩手県教育委員会 昭和四三年)九一号文書。
- (5) 『大日本古文書』伊達家文書之一 五〇九号文書。
- (6) 『郷土誌むつ』第一号(陸奥史談会 昭和六年)所収の森林助「前田利家の津輕巡検に就て」において、『大日本古文書』の当文書傍註に、森氏は疑問を表明してある。但し河島重統書状に関する考証は全くしておらず、説得力に欠ける。なお森氏が同論文一一―一二頁にかけて、天正一八年一月五日に為信が上落したと断定しているのは、史料の誤読である。
- (7) 前掲(4)の九一号文書で南部氏が、同九三号文書で戸沢氏が妻子上京を命ぜられた。伊達政宗は、天正一九年に至っても幾度となく上洛を催促された。なお最上義光は、天正一八年八月に妻子を同道して上洛を果たした(『大日本古文書』伊達家文書之二 五六六号文書 和久宗是書状)。
- (8) 前掲(1)の『津輕一統志』一七五―一七六頁。なお右書一七六頁、文禄二年に京・大坂・駿府・敦賀に屋敷をおき、留守居をおいたとある。京・大坂・敦賀はまだしも、駿府に当時津輕氏が屋敷をおく必然性があるであろうか。駿府は文禄期には何ら政治的にも経済的にも重要な地とはいえず、当該記事は俄には信用しがたい。
- (9) 『史料綜覧』卷十三 文禄二年三・四月の各日条。
- (10) 『三藐院記』(統群書類従完成会 昭和五〇年)の解題二二〇―二二二頁。
- (11) 『岩手県戦国期文書』I(岩手県文化財愛護協会 昭和五七年)四一号文書。なお『国華』第九一五号の内藤昌「肥前名護屋城図屏風」の建築的考察」には、

秋田実季・上杉景勝の屋敷は認められるが、他の在陣奥羽各氏のそれは見当らない。

(12) 『大日本古文書』伊達家文書之二 六四五号文書

徳川家康書状 文禄二年四月二日付。

(13) 『大日本古文書』毛利家文書之三 九二八号文書

豊臣秀吉朱印状写。

(14) 『大日本古文書』浅野家文書 八四号文書 豊臣秀

次朱印感状 文禄二年八月九日付、李焯錫「壬辰戦乱

史」中巻（東洋図書出版 昭和五二年）二七〇～二七

三頁。

(15) 前掲(13)の八七九号文書。また「太閤記」(改訂

史籍集覧』第六冊)三〇一頁の「朝鮮陣軍役之定」に

より、各大名は出陣した。

(16) 『寛文朱印留』下(東大出版会 昭和五五年)三二

九号文書。

(17) 当書状の包紙には、「為信公様」という表書がある。

為信は前年に死亡しており、包紙の記者の誤記である。

(18) 前掲(10)の慶長七年三月一〇日条。

(19) 前掲(9)の慶長七年七月一四日条に、「陸奥堀越ノ

津軽為信ノ家臣、加賀金沢ノ前田利長ノ家臣ト京都ニ
争闘ス」とある。右条は出典を「時慶卿記」にしてあ

るが、同書同日の条には右の記述はなく、七月一八日

の誤りである。また同書がわざわざ「津軽越中守家

臣」と記しているのを、『史料綜覧』が「為信ノ家臣」

としたのは、原文を正確に表記していない。

(20) 南部氏は、前掲(11)の一六・一七・一八各号文書

によれば、奥羽仕置の翌年天正一九年九月、和賀・稗

貫・志和等の各郡に有力家臣の知行を宛行っている。

(21) 前掲(9)の慶長元年九月一日、同一三日、慶長二

年正月各日の条。

(22) 『南部家文書』(吉野朝史蹟調査会 昭和一四年)

一二四号文書。

(23) 『岩手県史』第五巻(岩手県 昭和三八年)六八頁

所収書状。

(24) 『秋田県史』資料 古代中世編(秋田県 昭和三六

年)四四七～四四八頁。

(25) 右同書の四七六頁。

(26) 右同書の四七六～四七七頁。

- (27) 前掲(11)の七九号文書に、
利家さまわれら御ふしんの御朱印御とりなし候、
昨日としいへへ参候へ者、今明日中に御朱印御取
可有と被仰付候、
とある。
- (28) 『京都の歴史』四 桃山の開花(学芸書林 昭和四
九年)三二一―三三八頁。
- (29) 前掲(24)の四九四頁、「慶長二年分於秋田御材木入
用之帳」には、津軽氏の名は見当らないので、同氏は
遂に杉板を搬出しなかったと考えられる。
- (30) 前掲(9) 文禄二年五月一日条。森山恒雄「豊臣氏
九州蔵入地の研究」(吉川弘文館 昭和五八年)第二章
によれば、大友氏や波多氏の改易は、軍律違反・臆病
の理由をもって行われたが、本質的には豊臣政権によ
る蔵入地の拡大と出兵基地の掌握が目的であったと述
べている。
- (31) 前掲(4)の一四一号文書。右文書を同書は文禄三
年としているが、文禄三年では伏見築城の発令からし
て整合せず、慶長三年の誤りである。
- (32) 例えば、石戸谷正司「津軽藩侯とキリシタン」(弘
前大学国史研究』一二号)、松森永祐「津軽切支丹の
一考察」(同書一三号)、宮崎道生「青森県の歴史と文
化」(津軽書房 昭和五二年)所収「津軽のキリシタ
ン」など、いずれも浦川氏の翻訳に依拠している。
- (33) 東京大学史料編纂所助教授五野井隆史氏の御教示に
よれば、岡本氏はポルトガル原文から翻訳しており、
浦川氏は他語から訳しているの、岡本訳文の方が信
頼性が高いということである。
- 両翻訳の違いは細部では数多くあるが、浦川訳は基
本的な日付を間違えており、本年報は、一五九六年一
二月三日付で長崎から発したものである(浦川氏は一
二月一三日付とする)。また浦川訳では文意の通じな
い所もあった。
- (34) 海保氏「幕藩制国家と北海道」(三一書房 昭和五
三年)七八―七九頁。
- (35) 前掲(22)の一三六号文書。
- (36) 中世比内地方と津軽の関係が幾分なりとも明らかに
なるのは、建武元年一二月一四日の「津軽降人交名注

進状」〔岩手県中世文書〕上巻所収〕においてである。

(37) 前掲(24)の五六一頁。

(38) 前掲(24)の五七〇頁。

(39) 拙稿「津軽藩々政文書の基礎的研究」一(弘前大学人文学部『文経論叢』十五卷一号)一〇〇〜一〇一頁。

(40) 参謀本部『日本戦史』関原役(偕行社 昭和三年)

一七〇〜一七二頁、『日本戦史 関原役付図』(同)第

四号にも津軽氏の名はない。また大垣攻に關しては、

『朝野旧聞哀藁』11(汲古書院 昭和五八年)の該当

箇所にも、津軽氏参戦の記録はない。

(41) 沼田頼輔『日本紋章学』(明治書院 大正一五年)一

三九三〜一三九五頁。

(42) 弘前大学人文学部講師須藤弘敏氏(日本美術史)の御教示によれば、当屏風の幟と紋所に後筆を加えた形

跡があるとは考えられない、とのことである。

(43) 中村孝也『徳川家康公伝』(講談社 昭和四〇年)徳

川家康公詳細年譜九九〜一三九頁。

(44) 網文三四・三六・四一にある書名「啓迪集」は、酒

井シツ『日本の医療史』(東京書籍 昭和五七年)一

七四頁によれば、曲直瀬道三の著作で、中国の医書を引用し、各疾病の名義・定義・療法について詳しく述べたものである。全八卷。

(45) 従来、「……藤原臣・信建」の臣が読解されていなかった。また惣領主を藩主と解する向きもあるが、それは歴史事実に合致しない。惣領が、長子を指すことは明白である。

(46) 『大日本史料』第十二編之五 慶長十三年五月是月

条。なお同書慶長二年二月五日条所収の津軽為信

遺言状には、慶長二年の段階で、当時の言葉遣いと

はみられぬ所があり、偽文書の疑いがある。

(47) 前掲(39)の拙稿一〇二〜一〇四頁を参照されたい。

(48) 『諸家知譜拙記』(統群書類従完成会 昭和四一年)

二二三〜二二六頁。

(49) 時慶に関する人物伝は数が少なく、例えば『公卿事

典』(国書刊行会 昭和四九年)一五八頁によれば、

「後陽成天皇に近侍し、勅版刊行の事に従ふ」とあり、

慶長勅版の刊行に功があったという。

(50) 前掲(12)の七二〇号文書 最上義光書状 慶長五

年一月八日付。
(51) 『松前藩主・一族書状集』I (北海道開拓記念館
昭和五八年) 三頁。